

平成20年第2回由利本荘市議会定例会(6月)会議録

平成20年6月13日(金曜日)

議事日程第3号

平成20年6月13日(金曜日)午前9時30分開議

第1. 一般質問(発言の要旨は別紙のとおり)

発言者	1番	今野英元	議員
	6番	佐藤竹夫	議員
	7番	高橋和子	議員
	14番	佐藤勇	議員

第2. 提出議案に対する質疑

第3. 追加提出議案の説明並びに質疑

議案第111号から議案第116号まで 6件

第4. 提出議案・陳情委員会付託(付託表は別紙のとおり)

本日の会議に付した事件

議事日程第3号のとおり

出席議員(29人)

1番	今野英元	2番	今野晃治	3番	佐々木勝二
4番	小杉良一	5番	田中昭子	6番	佐藤竹夫
7番	高橋和子	8番	渡部功	9番	佐々木慶治
10番	長沼久利	11番	大関嘉一	12番	本間明
13番	石川久	14番	佐藤勇	15番	佐藤實
16番	高橋信雄	17番	村上文男	18番	佐藤賢一
19番	伊藤順男	20番	鈴木和夫	21番	佐藤譲司
22番	小松義嗣	23番	佐藤俊和	24番	土田与七郎
25番	村上亨	26番	三浦秀雄	27番	齋藤栄一
28番	齋藤作圓	30番	井島市太郎		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	柳田弘	副市長	鷹照賢隆
副市長	村上隆司	教育長	佐々田亨三
企業管理者	佐々木秀綱	理事	佐々木永吉
総務部長	渡部聖一	企画調整部長	中嶋豪
市民環境部長	鷹島恵一	福祉保健部長	齋藤隆一
農林水産部長	小松秀穂	商工観光部長	阿部一夫

建設部長	猿田正好	行政改革推進本部 事務局長	今野良司
教育次長	須田高	総務部次長 兼総務課長兼職員課長	小松浩
財政課長	阿部太津夫	企画調整課長	大庭司

議会事務局職員出席者

局長	村上典夫	次長	三浦清久
書記	遠藤正人	書記	阿部徹
書記	石郷岡孝	書記	鈴木司

午前 9時31分 開 議

議長（井島市太郎君） ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は29名であります。出席議員は定足数に達しております。

議長（井島市太郎君） この際、お諮りいたします。このたび、追加議案の提出がありましたので、議会運営委員会を開き、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

議長（井島市太郎君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

1番今野英元君の発言を許します。1番今野英元君。

【1番（今野英元君）登壇】

1番（今野英元君） おはようございます。

きのうの本会議から、クールビズということになりまして、まさに胸襟を開いて本音で討論しようということだと思っておりますので、ぜひとも本音の討論をよろしく願います。

私の今回の一般質問は、指定管理者制度と保育園政策、この1点であります。

最初の質問であります。自治体の基本的な役割と指定管理者制度。

指定管理者制度は、地方自治法の改正によりまして平成15年9月より施行されて、ちょうど5年たちました。最初に導入した施設では2巡目を迎える、そういう時期になっております。今回6月1日号の広報ゆりほんじょうに亀田保育園とゆり保育園の指定管理者が公募されました。過去においても鳥海荘の指定管理者制度で私は質疑を行いましたけれども、今回の保育園の指定管理者制度移行は、鳥海荘や例えば温泉施設、公民館などと比べて比較にならないくらい重い内容を持っております。そして、子供や職員、保育士さん、保護者、地域への影響は、はかり知れないものがあると思っております。

これによりまして、平成21年から24年の間に、由利本荘市の9つの公立保育園を指定管理者制度に移行するという、そういう内容であります。4月1日現在でこの9つの保

育園にかかわる職員の数は64名であります。保育士さんが57名、臨時やパートの方が80名、合計で144名の方が働いております。子供の入所者数は幾らかと言いますと720名となっています。これを制度移行させようと、こういう政策なんですね。

現在、保育園を取り巻く状況というのは、国の政策が市場化、市場化、そして民営化へ、民営化へという、そういう政策を公立保育園で行えということに国の方で押し進めています。ですから、全国で一律であった保育園の設置の最低基準というものを今回、見直しをかけています。つまり、各市町村で設置基準をつくっていいですよ、全国一律でなくてもいいですよという、こういう政策ですね。舛添厚生労働大臣はこう言っています。「箸の上げ下げ一つを国が指示する時代ではない」。ですから各市町村で取り決めてもいいんですよ、こういうことであります。

質問に当たりまして、最初に確認しておきたいことがあります。今回の保育園の指定管理者制度移行というのは、保育園の完全な民営化を目指すもののワンステップなのか、これを最初に確認しておきたいと思います。

質問に入りますけれども、地方自治法の解釈についてであります。

地方自治法では、指定管理者制度について、これ244条の2の3項のところ、こう言ってるんですね。「公の施設の設置目的を効果的に達成する必要があると認めるときに指定管理者制度を導入してもよろしいですよ」。これが指定管理者制度なんですね。これは、地方自治法の逐条解説という本がありますけれども、これでも同じことを言っています。「効果的にその目的を達成するときであれば指定管理者制度を行ってもいい」。こういうことなんですね。ですから住民の福祉を公の施設の中でどうやって実現させていくか、このことなんですよ。しかし、今回の由利本荘市のこの制度移行、指定管理者制度を導入するという目的は全くのこれ、財政問題、それから人件費問題を中心に据えた指定管理者制度移行であります。これは完全民営化への布石ととらえてもいいのではないかと考えています。地方自治法の解釈を全く無視した人件費問題、保育士さんを後は補充しませんよ、ですから指定管理者制度へ移るんですよ、こういう政策であります。これは住民説明会の中で、それから保護者への説明会の中で、なぜ完全民営化へ移行するための指定管理者制度を使うんだという説明をしなかったのか、このことをまず最初に質問したいと思います。

2番目であります。指定管理者制度移行のこの優先順位、今回の指定管理者制度を使っただけの制度の移行というのは、まさに本格的な指定管理者制度の移行であります。今までの公民館などの移行とは、もうわけが違います。その1番目と2番目に上げられているのが保育園であり、老人福祉施設であります。最も立場が弱くて声が上げられない、上げにくい、そして大切にしなければいけない人と施設を本格的な指定管理者制度の1番目と2番目に上げている。この理由は何なのでしょう。質問の2番目であります。

3番目であります。指定管理者制度は万能薬か、こういうことですね。私も薬を扱っている者ですが、万能薬などという薬はありません。使い方を間違えると、毒にも劇薬にもなります。薬というのは逆さまに読むとリスク、非常に危険の多いものであります。指定管理者制度が何にでも適応すると思ったら、これは大間違いですね。この制度は公共サービスの提供を市場にゆだねるという、そういう制度でありますけれども、サービスの質や今回の場合、保育の質の確保がきちんと行われるのか。安全の基準など

が明確になっていない点があります。ですからこの制度が万能である、この制度ありきということを中心に押し出して制度移行を行う。そして公募と言いながら出来レース、もう受け皿があらかじめ決まっている。こういうのは行政の責任を放棄するものではないかと、私はそう思います。

今回の担当の説明の中で、こう言ってるんですね。「公募してくれる法人がいるかどうかはわからない。公募してみなければわからない。まずは作業を進める」。これはもう、このような理由こそありき論の典型であります。指定管理者制度が行われてから3年ぐらいたって、平成19年に総務省の通知でこういうのが出てるんですね。指定管理者の選定手続には透明性を持たなければいけない。指定管理者の指定の申請に当たっては、複数の申請者、複数の法人に事業計画書を出させるべきである。複数の法人の公募が必要だと通知しているんですね。つまり、公募してくれる法人がいるかどうかはわからないなどという地域では、無理やり公募などはするなという意味なんです。つまり、出来レースはするなということでもありますね。こういう通知を多分我が由利本荘市でも受け取っていると思うんですけど、この見解どう思われるか、市長の見解をお聞きしたいと思います。

次に、保育園や老人福祉施設が行政改革の対象となるのかということでもあります。

由利本荘市の行政改革大綱の保育園政策では、民営化について慎重に協議をすることで民営化の方向を示しています。最初に出された集中改革プランでは、これ、保育料改定の見直しとしか言っていないんですね。きのう、私びっくりしましたけれども、議員の連絡欄の中に集中改革プランの改正版が入っていました。それを見ると、その中に保育園の指定管理者制度移行がはっきりと明記されております。しかもこの改正版、2008年3月につくられたものであります。この3カ月間、どこでこれ眠っていたんでしょうね。きのう突然欄の中に入れていた。市長、これ、こういうのどういのでしょう。これ、政策の後出しじゃんけんですね。このような手法は今後使ってほしくないと思います。この改正版は3月議会に十分間に合うものであります。しかも6月2日の一般質問を通告する際にでも間に合ったはずであります。なぜこれ後出しじゃんけ的な政策提案するのか、非常に不愉快であります。

行革についての説明では、人件費が上昇してある、だから行革が必要である。もう一つは、市民の利活用の多い施設には、財政を投入して維持していく必要がある。将来的な市民全体の利益については、検討を進めるのが行革の仕事である。こういう認識を示しています。ということは、保育園や老人福祉施設は人件費が上昇していて、市民の利活用が少ない施設であって、将来的な市民の利益にはつながらない施設だから行革の対象にする。こういう認識なのではないでしょうか。当局の見解をお聞きしたいと思います。

(3) 番目、由利本荘市保育所指定管理者制度移行に関する指針と保育ビジョンの策定についてであります。

私は、基本的には指定管理者制度に疑問を持っています。ある意味否定的な立場であります。百歩譲ってですね、百歩譲ってこの指定管理者制度を導入するに当たって、一つ、もし導入するのであれば提案したいと思います。保育園には各地域の状況や子育て環境、各保育園の成り立ち、独自性や歴史性、それから地域を取り巻く状況があるんですね、やっぱりこれ、旧保育園の中で。どこの地域の保育園であっても、受け皿法人が

もし違ったとしてもですね、子供や親のライフライン、生活の場としての保育園をきちんと行政が保障していくという、こういう役目があると思うんですよ。そのためには保育園の指定管理者制度移行や民営化移行に求められるのは、行政としての保育ビジョンをきちんと作成するということです。例えば、制度移行に伴う保育園はこのようにあるべきだという保育ビジョン、指針を策定する必要があるのではないか。そのための検討委員会が必要ではないか、このことを提案したいと思いますけども、いかがでしょうか。

4番目の質問であります。指定管理者制度と児童福祉法について、お聞きします。

これ、個別法の原則というのがあります。今回、保育園の指定管理者制度移行というのは、一般法、地方自治法の中の指定管理者制度を使って移行するという、この地方自治法の規定で行うことですが、もう1つ保育園には児童福祉法の24条や39条で管理運営がされている。要するに、個別法の児童福祉法の方が優先されなければいけないという、こういう原則があるんですけども、これを無視してはいないんでしょうね。それよりも一般法でやると、これが国の方針であります。ですから、ここでは個別法優先の原則が全く無視されている。これ、市長はどのように考えますか。児童福祉法では、市町村の保育所設置や整備の義務が義務づけられています。保育実施の義務も規定されています。今回のこの制度移行は、保育所の設置や整備の義務、保育実施の義務からの後退になるのではないか、このことに関しまして市長の見解を求めたいと思います。

厚生労働省は、平成15年8月に、指定管理者制度施行の数日前ですね、通知を出しています。中身は、社会福祉施設における指定管理者制度の活用について、個別法を持っている保育園と特別養護老人ホームへの活用については、それからもう1つこれ、病院ですね。公立の市立病院の指定管理者への移行については、人間の生命や保育に関するものであるから慎重にという通知を出しています。このような通知が出るということに関して、市ではどのような見解を持っているのかお聞きしたいと思います。

公立保育園の果たしてきた役割と評価について、5番目の質問であります。

現在の自治体は、第一義的に児童福祉としての保育サービスを提供するという、そういう責任を持っています。職員の説明の中で、こういう説明があるんですね。「保育園を公立で運営していくことに民間から厳しい反応がある」と、こういう説明があります。当局はこのような声が正当性のあるものとして認識していらっしゃるでしょうか。公立の直営施設が存在して、行政が保育サービスの提供者として直接責任をとってきたから現在まで保育園の整備が進んできたという経緯があります。この経緯を否定することはできないのではないのでしょうか。

質問の、これ全部関連ありますので一括で質問しますけれども、公立施設の安定性や保育士の継続性、そして定着率が非常に高い。保育士は、これ福祉専門職なんですね。ですから専門性があります。まさに「保育は人なり」ということであります。市町村の責任性と保育サービスというものが行政と一体となっているんですね。地域への密着性や責任性があります。それから子育て支援の拠点でもあります。公立保育園の果たしてきた役割と、この評価というものをどのようにとらえているのか、この点がこの制度移行するに当たって全く当局から示されておりません。また、保育の実践そのものに何か公立の保育園が問題があったのかどうか、この点に関してどうとらえているの

かお聞きしたいと思います。

6番目であります。由利本荘市の財政と保育園についてであります。

由利本荘市の財政の中で保育園予算の占める割合というのは、公立の運営費の場合、7億3,000万円余りであります。私立の運営委託料が16億3,900万円。合計で23億7,000万円余りとなっています。この公立の運営費というのは、これ、20年度予算全体の何%に当たるのか、お聞きしたいと思います。

2番目でありますけれども、財政改善の施策と保育園政策ということで、これ、職員の説明の中で、こういう説明をしているんですね。「地域によっては民間法人のみによる保育が実施されているところもあり」そうですね、東由利とかそうなんですね。次が「税の使途の平等を確保した行政運営を図る」としています。これが指定管理者制度を行いたい当局の本音なのかということでもあります。公立保育園に税金を使うことが税の使途の不平等になるのか。この考えの基本には、保育に税金を使うのはむだ金だという考え方があるのではないか。公立保育園は金食い虫であって、行政改革論者がこれよく言うんですね。「公立保育園は金を食う施設である」。このような主張が、もしまかり通るのであれば、今まで保育や福祉にかかわってきた人たちに対して、これは神経を逆なでするような論理であります。公立の保育は、子供が人生の最初に受ける社会保障であります。教育に入る以前の子供の生活を公立保育園が責任を持って運営していくことを自治体の使命としているのであります。まさにこれ、社会的に必要なコストなんですね。社会的に必要なコストを無視した社会福祉政策、福祉政策などというものはあり得るはずがないのであります。財政悪化の原因が保育園予算にあるというのであれば、ぜひとも根拠を示してほしいと思います。福祉予算が多くなって財政が悪化したなどという市が全国にあるのでしょうか。私は聞いたことがありません。財政改善の施策の第一に保育園を持ってくるといというのは、これ、財政問題以前に市として保育政策に自信がない、保育政策の放棄ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。見解をお聞きしたいと思います。

保育の質について、7番目の質問であります。

「質のいい保育は子供の人生を変える」非常に名言であります。

当局の説明では、直営が指定管理に移行しても保育の質は変える予定になくて、保育の質は十分に保たれる、こういう説明をしています。指定管理になったときに、法人の管理や運営、理念が個々の公立保育園の地域性や歴史性、今まで運営してきた理念と一致するとは、これ、限らないんですね。指定管理者の独自の運営方針、それから職員の労働環境や処遇で、これ、法人の規定で変わるのではないのでしょうか。その内容とか水準によって保育の質に直接に影響すると思うんですね。また、保育士の方が派遣されるという前提条件で物事が進んでいますけれども、これをもし拒否した場合に、それから派遣に同意しなかった場合に、その保育園というのは人手不足になって、結局管理者は保育士さんを公募しなければならない、それによって保育環境が変化していく。これ、保育の質が変わるのではないのでしょうか。保育の質が絶対低下しない、そして変わらないという具体的な根拠を示していただきたい、このように思います。

8番の質問であります。道川保育園の指定管理者制度について。

平成19年3月に保育士の方14人中5人が退職している。現在、指定管理者制度に移っ

て、当時の保育士さんで残っている方が、もう1人しかいないという状況であります。法人の説明では、保育士さんは、もう自己退職したのだから調べようがない。また、市では行政の立場から、個人的に退職しているのだから行政の方でもそれを調べることはできないと及び腰なんですね。本当にこの実態を市として把握しているのかどうか、お聞きしたいと思います。

この道川の法人は、施設や設備の積立金を、今回、「人件費積立預かり金」という名称変更をして対応していますけれども、これ、道川保育園自体が今の指定管理者制度から完全民営化に向けた資金づくりをやっているのではないのでしょうか。市としては、道川保育園はきちんと運営されているという認識ですけれども、これ本当に適正な法人と評価していますか。さきの平成19年の総務省の通知でこういうのがあるんですね。「既に指定管理者制度を導入している施設を含め、引き続きそのあり方について検証、見直しを行い、より効果的・効率的な運営を求める」、要するに一回指定管理者制度でその法人に管理を任せても、常に検証を行えと、こういうことであります。要するに抜き打ち検査をしろということなんですよ。あらかじめ決められた何月何日に私たちが行きまますからということ、ちゃんとやっぱり構えて帳簿等整理はするんでしょうけれども、抜き打ち検査が必要なんですね。しかも年1回ではなくて。道川の法人のこの検証は甘いのではないか、見直しを行う必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

最後の質問であります。政策の継続性についてであります。

今回の保育園の制度移行は、21年から24年の4年間で9園を移行するというものでありますけれども、これそんなに急ぐ必要があるのかということでもあります。

平成18年に鳥海の川内保育園が新築オープンしましたがけれども、本当に指定管理者制度が必要であれば、鳥海の川内保育園が新築オープンした際に指定管理者制度を導入してもよかったんですね。その方が後々混乱が少なく、住民の不安もなくなると思うのですけれども、そのときはしなかった。これどうしてでしょう。市長の任期は来年の3月までであります。何もこの指定管理者制度を急ぐ必要はないのではないのでしょうか。制度移行は、これ、新しい市長が決まってからでも遅くはない。新市長にゆだねるべきだと思っただけですね。21年度に今の亀田保育園とゆり保育園が指定管理者制度になったとしても、残る7つの保育園はその後であります。非常に2つが先行して、後は新しい市長がやらなければいけない。これ、政策の継続性や一貫性ということを考えれば、制度移行は新しい市長で、1期4年の期間の中で提案されるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

今回の質問を終わるに当たって、この指定管理者制度と保育園というのは、民間移行するための手法ではなくて、政策や目的をどうやって活用して住民の福祉なりを守っていくのかという、それを果たすために自治体が社会的責任をとらなければいけない、ということだと思っただけですね。特に保育政策の中に経済的な効率優先が進められる中で、子供たちの権利としての保育というものをどうやって実現していくか、これやっぱり自治体の大きい責任だと思います。ですから、目指すべき保育観、保育条件とか専門性というものとは何かということをもう一回考えるいい機会だと思っただけですね。私たち議員もそういうことを考えて実践していかなければいけない。そういう意味では非常に重い内

容を含んでいると思います。そういう意味で、市長の本音の答弁をお聞きしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 今野英元議員のご質問にお答えします。

最初に、1、指定管理者制度と保育園政策の（1）の自治体の基本的役割と指定管理者制度、の地方自治法の解釈についてであります。平成15年の地方自治法の改正により、公の施設の管理について、従来の管理の委託制度にかえて、法人その他の団体であって地方公共団体が指定するものに管理を行わせることができる指定管理者制度が創設されました。

これにより、公の施設の設置の目的を効果的に達成する必要があると認めるときは、従来の公共団体、公共的団体及び地方公共団体の出資法人に限って委託する制度から、民間事業者も含めた団体を指定し、使用許可の行政処分の一部を含めた管理の代行をさせることが可能とする制度への転換がなされたところであります。

本市の指定管理者制度導入の適用方針は、市の直営と同等以上の運営能力を有する団体を指定するもので、能力がないと判定された場合は制度の導入を行うことはありません。

公的団体が住民に提供するサービスとほぼ同質、同内容のサービスの提供が民間団体によってなされている現状を踏まえ、多様化する住民要望に対して効率的に対応するためには、民間事業者が有するノウハウを活用することが有効であると考えられることから創設されたと認識しております。

また、最小の経費で最大の効果を上げるという事務執行における基本指針の実現においても指定管理者制度は有効な手段になり得るものと考えており、こうした地方自治法の趣旨に沿い、可能で効果の見込める分野については指定管理者制度の導入を検討してまいりたいと考えております。

次に、の指定管理者制度移行への優先順位についてお答えいたします。

合併により関係旧市町から引き継いだ公の施設は、合併前の旧市・町が住民の多様な要望に対するサービスの提供を、その地域で完結させることを目標に整備が進められたことから、数も多く、多種多様な施設が設置されている状況であります。

また、施設個々が有する運営上の問題点も多く、問題解決に当たっては施設個別に検討しているところであります。

福祉施設につきましては、市の直営と民間の運営による施設が混在する状況にあり、民間運営に統一する方向で検討することといたしております。

制度導入に当たっての優先順位については、特段定めてはならず、施設の効果的かつ効率的な運営を果たすためには、個々の施設が有する個別の問題について、有効で可能な手段により解決の方策を検討すべきものと考えております。

次に、の指定管理者制度は万能薬か、1つには、指定管理者制度万能論、ありき論、もう1つは公募という名の出来レースの2件につきましては、関連がございますので一括してお答えいたします。

指定管理者制度は、施設を効果的・効率的に運営するための一手段であり、しっかりした経営能力を民間が持つ分野において行うもので、すべての分野で一律に制度を導入しようとするものではありません。

施設の設置目的及び立地条件、果たすべきサービスの性質、また管理運営上における法の規制など総合的な判断のもと、個々の施設について現状に即した最も有効な管理運営方法を検討すべきものと考えております。

また、指定管理者の選定に当たっては、応募団体の提案内容を指定管理者選定委員会において、定められた基準に照らし審査が行われ、委員個々の評点の集計によって評点の高い応募者が選定されるものであり、公正な手続きのもとに選定が行われているものと認識しております。

次に、(2)のなぜ保育園、老人福祉施設が行政改革の対象となるのかについてであります。2点のご質問がございますが、この2件については関連がございますので一括してお答えいたします。

市の行政改革大綱では、効率的な事務事業の推進のため、可能な事務事業については積極的かつ計画的に民間委託を推進するとしております。

さらに、定員管理においては、前年度退職者の3分の1の新規採用により、合併後10年間で一般職員を300人削減するとする目標のもと、その適正化を推進するため事務事業の見直しを図り、民間委託を積極的に推進するとしております。

また、行政改革の具体的な指針とする集中改革プランは、平成18年3月に策定後、本年の3月に見直しをし改正したところでありますが、改正プランにおいては平成21年度以降に直営保育園について指定管理者制度を導入、また老人福祉施設は20年度に導入について検討するとしております。

少子高齢化と人口減少、厳しい財政状況のもと、限られた財源や人材を真に必要な分野に重点的に活用することが今まで以上に求められており、市民への行政サービスを維持、向上させるため、市の執行事務全般にわたり、民間委託の推進は当然に検討すべきものと考えております。

こうしたことから、民間において市直営の施設と同質、同内容のサービス提供を現に行っている分野である保育園、老人福祉施設について、指定管理者制度を導入、あるいは導入の検討をしようとするものであります。

次に、(3)の由利本荘市保育所指定管理者制度移行に関する指針と保育ビジョンの策定についてであります。本市における保育園の運営はご承知のとおり、民間保育園と公立保育園により運営されているところでありますが、どの保育園におきましても国の保育指針と本市における保育の基本的な考え方を示した次世代育成支援行動計画に沿いながら年間保育計画を策定し、その計画に沿って毎年度県への業務報告と県の指導監査のもとに適正な保育の実施に当たっているところであります。

公立保育園が指定管理者制度へ移行しましても、これまでと同様に保育計画のもとに保育業務を実施していくこととなります。

指定管理者に実際に移行した後は、その保育計画どおりに業務が遂行されているかどうかを、条例に基づき、指定管理者に対して必要に応じて報告を求め、あるいは実地に調査をし、必要な改善等を指示することとしておりますので、そうした指導監督を通し

ながら、保育の質を低下させない保育経営が可能であると考えているところであります。

次に、(4)の指定管理者制度と児童福祉法について、3点についてご質問がありますので一括してお答えいたします。

児童福祉法では、市町村は児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申し込みがあったときは保育所において保育しなければならないとしており、市町村立の保育所とは規定しておらず、公立か私立かを問わず、どちらの保育所においても市町村が民間かが保育の業務を行うことができるとしております。

また、保育所の設置に際しても市町村の場合は知事に届け出て設置することができるとしており、保育所の設置については任意規定であります。

ただ、保育所が一定の基準のもとに入所児童を確実に保育できるようにするため児童福祉施設最低基準が設けられており、公立の保育所も民間の保育所も、その後の施設整備においては、常にこの基準に適合しなければならない義務を負っております。

市町村は、保護者から申し込みがあったときに、保育所において保育する義務がありますので、市町村は保育の実施義務者として、保護者が保育所の特色や利便性に依拠して選択する申し込みに応じて入所の決定と保育に要する費用を負担するほか、保育料の設定とその徴収などを行っているものであり、本市には、市の直営、法人経営を合わせて26の保育所がありますので、保護者の事情により、どの地域でも保育所での保育が可能であります。

以上、申し上げましたように保育所が公立でなければ保育の実施義務を果たし得ないものではなく、民間が行っている保育業務も市町村の保育の実施であり、児童福祉法に基づいた保育実施義務の遂行であります。

また、保育所の設置は市町村の義務ではありませんが、設置した場合は、公の施設として、地方自治法第244条の2の規定に基づき条例の定めるところにより指定管理者を指定し、保育所の管理を行わせることができることとなっておりますので、指定管理者制度の導入による市町村の保育の実施義務も果たされていると考えております。

次に、(5)の公立保育園の果たしてきた役割と評価についてであります。これについて4点にわたってのご質問がございますが、関連がございますので一括してお答えさせていただきます。

従来から公立保育園は、未来を担う子供たちを健やかに育てていくために、地域住民からの要請にこたえながら、子育て支援の中核的な児童福祉施設としてその責任と役割を担ってきたものであります。

今後におきましても保育園児に動揺を与えないよう、保護者にも不安のないようにしていくことが重要であり、そのためには保育園が地域の子育て家庭を支援する中核施設であるという自覚に再度立ち、そこに勤務する職員の保育士としての専門性を生かしながら、安定性・継続性にも十分配慮するなど、保育環境をさらに整えながら、その運営に努めていかなければならないものと考えています。

このことは、指定管理者制度へ移行しても変わりなく、地域においても保育園の持つ役割への期待感は増大してきているため、各保育園においては保育の質を高めていくための創意工夫と魅力づくりも大切であり、保育園同士の切磋琢磨により、保護者が安心して児童を任せられる、しかも子供たちが喜んで保育園生活を送れるような運営をして

まいらなければならないと考えております。

次に、(6)番の由利本荘市の財政と保育園について、2点についてご質問ですが、関連がございますので一括してお答えします。

平成20年度一般会計当初予算において、保育園関係経費の歳出総額に占める割合は5%となっており、そのうち公立保育園の関係経費は1.5%となっております。

市の財政状況は、依然として経常収支比率が高く、人件費や公債費を中心とする義務的経費の増嵩が経常収支比率を押し上げる要因となっていることから、財政健全化のためには、いかに義務的経費の支出を抑制するかが重要であると考えております。

このため、公債費については公債費負担適正化計画を平成19年度に策定し、適正な管理のもとに将来の公債費を抑制する方針を決定しております。

また、人件費については、集中改革プランにおいて退職職員の3分の1補充により職員の削減方針を打ち出しておりますが、これを可能とするには事務執行の効率化を図りつつ、民間において可能な事務事業は民間に移行することが必要であると考えております。

このような観点から保育園の指定管理者制度の導入を実施するものでありますが、制度の導入後においても保育の実施責任は市にありますので、保育の質が低下しないように指定管理者への指導監督に努めます。

今後においても市職員の適正な定員管理のもと、定員に見合う事務量を見定め、民間において可能で効果の見込める事務事業は民間に移行する検討が必要であると認識しております。

次に、7番目の保育の質についてお答えします。

市の保育園においても法人が運営する保育園においても、地域の子育て支援の拠点として国が定める保育基準をベースに多様な保育サービスを実施しており、市全体としては質の高い保育サービスが提供されているものと認識しております。

この保育サービスを維持していくために、指定管理者の指定に当たっては、保育業務を長年実施し十分に実績のある社会福祉法人や学校法人を想定するところであります。

また、指定管理者には、これまでどおり県の指導監査が行われますし、市も由利本荘市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例に基づき、立ち入り調査等も実施しながら、保育の質が低下することのないよう監督してまいりますのでご理解いただきたいと思います。

次に、8番の道川保育園の指定管理者制度についてお答えします。

平成19年度の1月に実施した道川保育園現地調査においては、5つの事項を改善事項として指摘し、回答を求めたものであります。

そのうちの1つに関連して、保育士の定着率が悪いのではないかとのご指摘ですが、旧岩城町が道川保育園の運営主体である岩城保育会へ保育業務を委託した平成15年度当時からの実態を旧岩城町の職員の状況から申し上げますと、法人へ派遣された職員は正職員1人、法人に採用された臨時職員が7人おりましたが、その採用された職員のうち、平成17年度に1人、18年度に1人、19年度に2人の旧岩城町の臨時職員計4人が退職し、派遣された正職員1人は1年限りで派遣が解かれたので、現在、指定管理者のもとで業務委託当時から残っている職員は3人という状況で、職種別では保育士2人、

調理師 1 人であります。

さらに、指定管理者である法人の保育士が平成18年度に 4 人退職しているという状況にあります。

これら退職者の退職事由について、旧岩城町の臨時職員であった 4 人については、転職のためであるとか一身上の都合であったことを確認しております。

また、法人の職員である 4 人の退職事由は、自己都合などいろいろあったようですが、こうした状況を踏まえ、市としましては、指定管理者に対して職員の安定的な確保に努めるようにとの指導をしてきたところであり、この指摘に対して指定管理者からは、長期的にわたって就業できるよう賃金・業務体制・労働時間等を見直し、職員の安定的な確保に努める旨の回答がこの 3 月にありましたので、今後その実行を確認してまいります。

職員の安定的な定着は、保育の質を高めていくためにも重要な要因と考えておりますので、法人におけるその取り組みを市としても強く指導してまいりたいと考えております。

また、積立金について触れられておりましたが、市としましては、指定管理者が保育を実施していくための必要経費を国が定める保育単価に基づいて積算し、指定管理料として交付しているものであり、積み立て支出と当期資金収支差額の合計が経常収入に占める割合において国の指針である 5 % を上回ることから、国の通知に基づいて収支計算分析表の提出を求め、各支出科目の内訳を確認したところであり、5 % を目安に適正な運営をされるよう指導したところであります。

なお、施設・設備整備積立金については、民間保育所にのみ認められているものであり、指定管理者として長期的に安定した経営を確保するために、将来発生が見込まれる経費としての人件費積み立てに組み替えを行い改善されたところでありますが、指定管理者で運営する保育所には今後十分指導してまいりたいと考えております。

また、他の改善を要する指摘事項につきましても改善に努めたいとの報告を受けておりますので、今後、実行されたかどうかを確認してまいります。

保育の現場の状況については、施設の最低基準を遵守しているか、職員配置等の事項が遵守されているか、給与面に関する規程及び運用が適正に行われているか、給食について必要な栄養が確保され、嗜好を生かした調理がなされているか、入所児童の処遇が適切であるか、施設長を含む職員が研修会等に積極的に参加するなど役職員の資質向上に努めているかなどについて、5 月中旬に各種の帳簿の提示を求めながら確認を行いました。保育業務を運営する上での支障は見当たらなかったものであります。

次に、9 番の政策の継続性についてお答えします。

行政改革大綱並びに集中改革プランは、平成17年度から21年度の 5 年間を取り組み期間とするもので、5 年を経過した後は、新たな大綱及びプランを策定しなければならないと考えております。

行政改革は一時的な取り組みで効果を得ることは難しく、継続的な取り組みが必要であると認識しております。

川内保育園につきましては、施設の老朽化により改築を急がなければならなかった事情があり、また、指定管理者制度は、公設民営を基本とすることから、改築と指定管理

者制度導入については、それぞれに検討すべきものと考えております。

現状をよく分析し、取り巻く社会情勢を見定め、将来を見据えた計画の策定が重要であり、行政改革の実施に当たっては、計画に基づき継続的に行うことが実効を確保する上で必要であると考えております。

以上であります。

議長（井島市太郎君） 1番今野英元君、再質問ありませんか。1番今野英元君。

1番（今野英元君） 今の市長の答弁を聞いていますと、例えば指定管理者制度の優先順位を聞いたんですけれども、必ずしも保育園や福祉施設を一番にする理由はないということなんです。ただ、効率性をということでは言っていますけれども、強い政策的な意思がなくて、ただ何となく保育園に指定管理者制度を導入する。しかもこれ、本格的な指定管理者制度ですよ。今までの鳥海荘とか公民館とは違うんですよ、これ。そういうはぐらかした本質を言わない導入論というのは、これはどういうことですか。説明の中でですね、こういうのがあるんです。指定管理者制度を保育園に導入するに当たって、今の保育園は非常によく運営されている。9つの公立保育園は非常によく運営されている。何も問題はない。地域的にも非常に地域とうまくいっている。けれども、ここが問題、けれども保育士さんを補充する予定はない。これは人件費の問題で言っているんです。だから指定管理者制度を導入して民間に効率よく任せるって、こういう説明ですね。今の施設は非常にうまくいっていると、これ、認めているんですよ。ですから人件費問題で、財政問題で指定管理者制度を導入する。そこを市長は一言も言っていないですね。効率的な効果的なもので何となく保育園と老人福祉施設が指定管理者制度の候補に浮かんできたみたいな、全然本当は確固たる確信があって指定管理者制度を導入するのではないのですか。しかも財政問題で私が聞いたこと、これ、答えていない点、2点あります。公立保育園を公立で運営していくことに民間から大変厳しい指摘がある、反応がある。このことについて市の受けとめ方は1つも今言いませんでした。それからもう1つ、地域で民間法人が運営している保育が実施されているけれども、税の用途の平等を確保して行政運営を図る必要がある。公立保育に税金を使うことに関して批判的な意見がある。このことに関して市長は今、答弁されませんでした。それからですね、もう1点ありますね。最初につくった集中改革プランでは、保育料の見直しを図る。今回の集中改革プランで初めて指定管理者制度を行う、こうなっていますけれども、行革大綱の中では民営化を慎重に行うと。民営化の方針をきちんと出しているんですね。市長は最初の質問に、今回の指定管理者制度移行は、完全民営化へのワンステップでないかということをお確認しましたけれども、これ、完全民営化を行うための指定管理者制度なのではないですか。この点市長、答えませんでしたけれども、以上お聞きしたいと思います。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 今野英元議員のご質問にお答えしますが、今野議員のご質問に完全に沿うかどうか今ちょっと頭の中整理中でございますが、まず、行政改革というものが、やはり市町村合併にとっては非常に大事なことであります。行政改革なくして新市の発展はあり得ないという大前提であります。これは市町村合併においても、そうしたことが大きな課題でありましたし、そういう意味でも新市におきましてもその意思を十分取

り組みながら計画を見てまいりました。しかしながら、私たちは何が大事であるのかということについては十分意を用いていかなければならない。今野議員のおっしゃるように、この子供、次代を背負う子供たちが大事なんだということは十分承知いたします。しかしながら先ほど申し上げましたように、公でできるもの民でできるものそれぞれありますから、そうしたことがよりよいもの、そういうことでこれから選別をしていかなければならないだろうな、それは市民の皆さん方から理解をいただきながら、よりよい方向を目指して改革とともに進めていかなきゃならないことだろうと、このように思っています。

それから、完全民営化のステップではないかということですが、完全改革がいいのか悪いのか、その辺はさまざまご議論もあるし、これまでの経緯、そして市民の皆さんの心配さ、そうしたものを取捨選択しながら、よりよいものにつくっていくべきだ。白か黒か、やるかやらないか、あまりはっきりできない部分もあると思いますので、その辺については十分ご理解いただかなければなりません。今の世の中を見ますと、白か黒かではっきり、今言え、今言えということはなかなかできない部分もあると思いますので、賢明なる今野議員、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

1 番（今野英元君） 答えになっていません。私の質問にちゃんと答えてください。議長、注意してください。

議長（井島市太郎君） 今野議員、答弁漏れありましたら、指摘してやってください。

1 番（今野英元君） これはあれですか、質問に入りますか。

議長（井島市太郎君） 入りません。答弁漏れありましたら指摘してください。

1 番（今野英元君） 答弁漏れありますので、指摘します。

白か黒か聞いているのではありません。そういう禅問答を私はしているのではありません。今回の指定管理者制度は、完全民営化への布石なのかということが第 1 点であります。

それから第 2 点目、由利本荘市の財政と保育園予算で、保育園予算にかかわる 1.5% が行革の対象になる。これがやっぱり行革の対象になるんですか。保育園予算をそれほど削らなければいけないものなんでしょうか。この前からの一般質問で、入札の問題等指摘されましたけれども、もし財政問題を本格的にやるのであれば、保育園関係が第一にくるなどということは、あり得ないはずですよ。保育園予算が第一にくる理由をお知らせください。

それから、先ほど言いましたように、税の用途の平等を確保した行政運営を行っていかねばいけない。私立でやっている保育園と公立でやっている保育園があるから、公立でやっている保育園に税を使うことは税の不平等に当たる、こういう説明があるんですね。この説明に関して市長は、本当にそうだと思いますか。

それから、定員管理の問題です。保育士さんを補充しないという政策がある。だから指定管理者制度を行わなければいけない。これが行革なりの説明ですね。このことに関して市長が本当にそうなのか。保育士さんを補充しないから指定管理者制度を用いて移行していかなければいけない。このことに関して答弁漏れありますので、答弁してください。

議長（井島市太郎君） 答弁漏れについて、当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 今の項目を整理していますので、ちょっと時間を貸してください。

議長（井島市太郎君） その場で暫時休憩します。

午前10時44分 休 憩

午前10時56分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど今野議員より指摘されました答弁漏れに対する答弁を当局からお願いします。
柳田市長。

市長（柳田弘君） 先ほどの今野議員の答弁漏れと言いましょうか、答弁漏れであります
が、先ほど項目について整理ちょっとつかなかったもので、そういうことで時間を取
らせていただきまして、すみません。

1つには完全民営化なのか、2つ目には優先順位はなぜ定めないか、3つ目は保育士
の補充はなぜしないのか、4つ目は税の不平等に当たらないかと、こういうことだと思
います。

申し上げますけれども、完全民営化ということはありません。これ、公設民営で
すから、公ということは公設民営ですから、完全な民営化というには当たらない、こ
ういうふうに思います。

それから、優先順位を定めないかということではありますが、これは合併協議会におい
ても旧本荘市と市町村とのかかわりの中で、後で当時の合併協の幹事長であった鷹照副
市長に補足説明させますけれども、その時点でそういう問題があるので、今回はやれ
るものからやろうと、そういうふうな意思でされたわけがあります。

それから、保育士の補充については、これは指定管理者というものがあって、その以
降に採用なり補充するというふうな考え方でありましたので、それで補充はしなかつた
ということでもあります。

それから、税の不平等の問題云々は、これは民間と市との、そうした民営と公営との
違いなどありましたので、別に不平等に当たらないなというふうには思いますが、こ
れは今申し上げましたように鷹照副市長の方から補足説明させます。

以上です。

議長（井島市太郎君） 鷹照副市長。

副市長（鷹照賢隆君） 今野議員の再質問について、当時の人員適正化計画を策定した、
改革集中プランを策定した当事者といたしましてお答え申し上げますけれども、最初、
保育園については歴史がございまして、合併する段階で旧本荘市は完全に民営化されて
おりまして、公営のものはございせんでした。そして他の町につきましては、民営化
のところもあれば半官半民のところもあれば、法人を完全につくってやっているところ
もあると、こういういろいろな形態がございまして、これはこの今後の運営についてど
のような形態でもっていくのが適当であるかということ議論したわけがございませ
けれども、いろんな制約がありまして結論が出なかつたと記憶しております。その中
で、まずそれは合併後の人員適正化、それから集中改革プランの中にゆだねようじゃ
ないかということで、まず最初にじゃあ決めることは何かということ、今一番困っているの

は何だろうといろいろ検討したのですが、やはり保育料が高いというところがございまして、この保育料の高いところを少し是正する必要があるのではないか、これはできるのではないか、こういうことの観点から、じゃあ国の基準の7段階あるわけですが、現在使っているところが4段階か5段階ぐらいが主に使っておりまして、一番低い段階の料金表を使っているのが当時の町名は申し上げませんが3.5段階... 3段階かそのぐらいのところが一番低い料金を適用しておいた地域がございまして、そこに合わせようじゃないかと、こういうふうな結論になりまして、でもこれはいずれ合併した場合に、このままでは財政運営は成り立たないよということで、いずれ引き上げなければならないと。これは大体3年ぐらいじゃないかなという話もありました。そういう観点から、先ほど集中改革プランに保育料の方が出てきて、それから2回目の新しいやつには指定管理者が出てきたと、こういう形になっておりますけれども、やはり何もかにも上げるわけにはまいりませんので、そういう観点から料金を見直し、それから公設民営化にして指定管理者へ移行と、こういうふうなことになったのではないかなと思っておりますので、そうお答え申し上げます。

それから予算に対しましては、先ほど答弁いたしたと思って私は聞いておりましたが、税金云々とかそういうのは、いわゆる民間の、先ほどの不平等だという声というのは、私が先ほど申し上げました完全に民間がやっておりました旧本荘市、それから他町との関連性の、いわゆるこれは公式的にどうのこうのと申し上げるわけでもございませんけれども、ちまたのお話ということだと、多分保育園の担当者かそういう方たちからの話でないかなというふうに推測申し上げるわけですが、やはり待遇とかそういう面がやはり違いがあるので、それが税金が投入されているものの違いじゃないとか、そういう話でないかと、こういうふうに理解しています。ですから税金云々という問題では私たちはとらえていないということを受けとってほしいと、こう思っております。そういう観点から、じゃあ順位をつけないかということになりますが、条件が整った施設から指定管理者を出していくと、こういう基本的なスタンスには変わりありませんので、集中改革プランには順位とかそういうものでなくて、やはり条件、いわゆる口でどうのこうのと言うわけではありませんが、受け皿がないものを幾ら出して作業をやって広報に載せても、これは道川のウエルサンピアを参考に申し上げますけれども、ああいうふうにやはり条件といっても国の条件があまりにも厳しすぎて受け皿があるにも結局落札しないと。今回かなり値段を下げて、16日ですか、やる予定になっておりますけれども、そういうふうにやはり物事はそういういろいろな形で大体の推測で、これはできるかできないかという判断のもとにおいて順序よくやっていきたいと。これがいわゆる行政改革の難しいところでもございまして、これを1番、2番、3番というふうにやって、やみくもにやっていった場合の行政改革と、やはりそういういろいろな準備を整えてそしてやって、緩やかにやっていくのが市民に対する我々の何と申しますか影響を少しでも和らげるという気持ちでやっておりまして、いろいろ私ども、ことしの1月から出張所の廃止と、それを公民館に、いわゆる生涯学習教育の方に専念させる施設ということで、人員的には出張所長さんが1人いなくなるというか減る勘定ですが、説明不足かどうかわかりませんが、職員が全部いなくなるんだってと、こういうふうにとられて、いかにも空館的な施設になるというふうな受けとめ方もされたところもございました。その点

についても反省しておるんですけれども、やはり住民説明、私の方では、行政的にはマイナスをするということではなかったのですが、諸証明は取れると。そういう公民館活動には何ら変わらないのでしたけれども、説明不足か受けとめ方が... くれなかったのかどうかわかりませんが、そういうこともありましたので、そういうところは今回は十分説明会を開いて、そういうふうにして出して公募したと、こういう形になっておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

それから、採用を補充しないというのは、一応職員、指定管理が成立しますと、現在いる正職員については派遣の形をとるわけです。そしてこの派遣につきましては、いろいろ法律的な制約もあるわけでございますけれども、いずれ職員として配置転換する場合もございますし、別の保育園のところに行っていただくものもありますし、それは指定管理制度の中で指定管理者が確定いたしますと、そういういろんな形で職員は異動していかなければならないと。これは説明会の中でもお話申し上げております。そういう形で、ですから保育士として指定管理制、今回の公募が成立すれば、職員としては補充しませんよと。ただし、どうしても空きがあるということになると、それは指定管理者側の方で正式な職員採用をしていただきたいと。私の方では現在いる正職員につきましては、派遣はいたしますけれども将来は引き上げますよと、こういうことを申し上げておりますので、そういう意味で補充をしないと、こういうことでございますから、当然やめていただくとかそういうことではございませんので、よろしくご理解お願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 1番今野英元君、再々質問ありませんか。1番今野英元君。

1番（今野英元君） 今の質問の答弁聞いていると、まだはっきりわかりませんね。もう1回、もう1回質問します。

完全民営化、要するに民営化はあるのですか。これ、行革大綱の中に民営化を、慎重に行いながら民営化の方向を探っていきたいと書いているんですね。ですから、指定管理者制度の次には民営化というものがあるのですよということを示していますよ、行革の中で。ただ、最初につくった集中改革プランには、先ほど言った料金の改定しか書いてないんですね。ですから、20年3月の改正版の集中改革プランに保育園の指定管理者制度ということで初めて載ってきているんですね。ですから、行革ではもう保育園は民営化にしたい意向というのがきちんと出ているんですよ。

それから優先順位ですけれども、先ほどやれるところからやるだけで、自然体の流れで優先順位が決まったみたいなことを言っていますけれども、本当にそうですか。これ、本格的な指定管理者制度の導入で、やっぱり1番目に保育園をやる、2番目に老人福祉施設をやるというのは、これは先ほど鷹照副市長が言っていますけれども、条件が整ったところからという言い方をしましたけれども、条件が整ったからやるんですよ。ということは、今、保育園を指定管理者制度にする条件が整っている、老人福祉施設を指定管理者制度に移す条件が整っているという、そういうとらえ方ですよ。どういう条件が整っているんですか、じゃあ、聞きますけども。

それから受け皿の問題ですね。先ほど受け皿がきちんと整ったから指定管理者制度を行う、そういう言い方をしましたね。職員の説明の中で、今回公募して受け皿法人が出

るか出ないかわからないけれども、まずはやってみるといふ、そういう言い方をしていますよ。しかも19年1月の総務省の通知、先ほど言いましたけれども、受け皿法人を複数つくれということですね。申請者を1法人ではだめだと。そんな出来レースのような指定管理者制度の公募はするなということを行っているんですよ。複数の申請人を選定するようにしないと指定管理者制度がきちんとうまく回らないと。東京とか神奈川とかそういう大都市だったら指定管理者制度に、わっと申し込む方がいるでしょうけれども、例えば秋田とかへき地になってきますと、受け皿がやっぱり問題なんですよ。ですから、そういうところで無理やり指定管理者制度を行うなということを行っているんですよ。ですから、副市長の答弁は矛盾していますよ。条件が整ったから指定管理者制度を行うけれども、受け皿としては公募が複数あるかどうかなんていうことはわからない状況で公募しているわけですよ。どういう条件が整ったんですか。それをお聞きします。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。鷹照副市長。

副市長（鷹照賢隆君） 再々質問にお答え申し上げます。

公設民営化の問題で、将来、民営化になるんじゃないかと、こういうことは私たちは考えておりません。いわゆる現在の建物、そういういろいろなものを指定管理者に出すのでございますから、将来ともに、また、建物が老朽化して、そこに保育園を建てかえなければならないということになれば、またそれは公で国の方から、県の方から、いろいろな補助金とかそういうものをいただいて建て直しをして、さらにそのまま引き継ぐか、それともまた指定管理者になるか、そういうふうな形になろうかと思っております。これは将来の問題でございます。ですから、指定管理者イコール民営化というふうには受けとめてもらいたくないと思っております。これは今の制度では、これを民営化にするというのは建物とかそういうものを譲渡するとか、そういういろんな形になればそれは民営化ということになるかと思っておりますが、指定管理者制度の中では、イコール民営化というものはございませんと私たちは解釈いたしておりますので、これはないと思っております。

それから、条件が整ったという、この条件というのは、いろんな形であるんですが、例えば法律では複数にきなさいと、こういうふうにありますけれども、この辺のところでは現在の、今までのところを申し上げますと、いわゆる介護保険と同じで、やはり大手が経営をやるというような申し込み方をされたところ、うちでも1件か2件ありました。そういう方は、もちろん人件費を切り詰めて、そしてもうけようという形の会社でございまして、そういうのはもちろん話の対象にならない指定管理者でございまして、そういう点については委員の方たちの良識で判断されて、丸をつけないと、こういう形になると思っておりますから、条件というのは地元のためになる、いかに地元のためになるかという条件が整ったかということのお話でございまして、そういうただやみくもに指定管理制度で営業をしようとする会社にやらせようとは、そういう会社が来て応募した場合、これは非常にいい会社だとか、そういうような考え方ではないという意味の申し上げ方をしたものでございまして、誤解のないようお願いを申し上げます。

それから、この優先順位につきましては、先ほども申し上げましたけれども、やはり1、2、3という順番は、由利本荘市が持っている指定管理者制度に移行しようとするものについて、順序はつけません。やはりそういういろんな内容を分析しまして、それから皆様のご意見をお聞きして、そういう中から今回適任でないかなというものがあれば、

そういうものをお諮りしていきたいと、こういう考え方でおりますので、そういうつもりでお話申し上げましたので、よろしく願いいたします。

議長（井島市太郎君） 以上で、1番今野英元君の一般質問を終了いたします。

この際、約10分間休憩いたします。

午前11時18分 休 憩

午前11時32分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番佐藤竹夫君の発言を許します。6番佐藤竹夫君。

【6番（佐藤竹夫君）登壇】

6番（佐藤竹夫君） 研政会の佐藤竹夫でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告の順に従い大項目5点について質問させていただきます。

今日、国内の景気は減速局面に入り、視界不良の乱気流の中にあると言われております。県内においても明るい状況は一向に見えてきません。国・政府に対する不平不満が一日一日と高まっておるのが実態であります。

憲法13条、すべて国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする。憲法25条第1項、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。同じく第2項、国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない、と規定されております。

国民の最も基本的な食生活にあって、雪印、不二家、白い恋人、赤福、船場吉兆、ミートホープ、中国の冷凍餃子、県内の比内地鶏、魚きんの食品偽装と食品への異物混入など悪質な事件が多発しております。また、原油や小麦・大豆等穀物の高騰により、ガソリン、パン、めん類、豆腐、しょうゆなどの食品が軒並み値上がりし、電気料金やガス料金の値上げも目前であります。

今最も関心を持たれ評判の悪い後期高齢者医療制度も4月1日から発足しておりますが、「国民にもっと説明を徹底すべきであった」「自分も中身がよくわからない」などと無責任な発言をしている国会議員もおります。

多くの国民、市民からは、何を信じ何に希望を持って暮らせばよいのかといった不信・不満の声が数多く上がっております。

市長はこのような憂慮される状況の中にあって、3月議会で所信表明された「誰もが求める安全安心で住みやすいまち」「豊かな自然と豊かな田園のまち」「若者の集うまち」づくりをどのように進めていくのかお伺いいたします。

最初に大項目1、行財政改革の促進について。

（1）危機認識の共有についてお伺いいたします。

地方分権に伴う税源移譲が要望されながらも一向に進展せず、地方自治体は大幅な財源不足に加え、社会保障関係費の増嵩が見込まれております。

本市においても普通交付税や補助金の減少と市税等自主財源が不足する一方で、医療費や扶助費、公債費等の増加により逼迫した財政状況となっており、特に実質公債費比

率は、平成17年度決算で15.9%から18年度決算では18.3%と増嵩し、市民の間からは北海道夕張市の二の舞に陥るのではないかと大変な危機感を持たれておるのが実態であります。

平成20年度一般会計当初予算では、前年比44億円の減額となった予算が組まれました。大型事業の先延ばし、継続事業の縮減と見直し、そして一般経常経費の徹底した歳出の削減といった内容になっております。財政危機に対する認識は、幹部職員ばかりでなく中間管理職、一般職も含めた職員全員で共有し、事務事業の執行に当たらなければ現在の危機的状況からの脱却は不可能であると思えます。

一方で、財政が厳しい、借金の返済が大変だ、新規事業の先延ばし、一般経常経費の30%削減といった状況ばかりが強調され、職員の職務に対する意欲がそがれてしまい、覇気や緊張感の減少を招き、同時に行政サービスの低下を来すのではないかと非常に危惧しておるところであります。

市長は、安心・安全に暮らせるまちづくり、活気あるまちづくり実現に大きな責任があります。財政危機に対処するために、職員にどのような周知徹底を図っておられるのかお伺いいたします。

(2) 機構改革と総合発展計画の見直しについてお伺いいたします。

平成20年1月30日に市議会全員協議会が開催され、由利本荘市組織機構改正(案)及び施設運営の見直しについて協議されました。

出張所の廃止、地区公民館を地区館に、スキー場の廃止などについて、財政の危機的状況から人件費及び維持管理費の削減のために廃止及び見直しの方針が提示されました。

協議会では時期尚早、市民の理解が得られない、説明期間が必要等々の理由から4月1日からの実施を見送り、再検討することで今日に至っております。

出張所や公民館は、行政の最先端にあって地域住民と密着した存在にあると同時に、行政の情報伝達や地域活動、社会教育の普及の重要な拠点であります。

合併後の本市のまちづくりについて、10年間にわたる基本計画が盛り込まれた由利本荘市総合発展計画が平成18年3月に策定されました。

7つの重点施策の中に「豊かな心と文化を育むまちづくり」があります。公民館などの社会教育施設、スポーツ施設等の整備を図るとともに各種講座の拡充、情報提供及び自主学习グループの支援と育成に努め、活動できる機会を提供します、とうたっております。

教育基本法第20条には、公民館は市町村その他一定区域内の住民のために実際生活に即する教育学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の順化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするとあります。向こう10年間にわたる行政指針ともいべき総合発展計画が策定されてから3年より経過しておらない段階で、出張所の廃止について提案されたことは、まことに残念でなりません。出張所や公民館は、行政と市民の連携の強化、地域の活性化、地域の伝統文化の伝承、そして、市長が最も重要視されておる人材育成に、また、スポーツ施設は健康の増進のための重要な役割を担っております。

地域住民への説明会等開催されましたが、十分に理解が得られたのか、あるいは提案内容の変更が必要なのかお伺いいたします。

大項目2、(1)市税等の歳入状況についてお伺いいたします。

国内景気は減速局面にあり、さらには都市と地方、大企業と中小企業との間では大きな格差が生じ、税収面においても同様であります。

平成19年度に所得税の一部が地方税の個人住民税に税源移譲され、また定率減税の廃止に伴い、個人住民税で6億5,700万円ほどの増となっておりますが、反面、地方譲与税や交付金、地方交付税などの減額で大変厳しい財政状況にあります。市税は財政の根幹を成すものであり、憲法で保障されておる健康で文化的な生活を営むためのまちづくりの財源であります。

一方、国民健康保険税や保育料などは、事業の円滑な運営と施設の維持管理の経費で受益者の負担が基本であることはご承知のとおりで、滞納の発生は市財政や事業の円滑な運営に大きな支障を来すことになり、自主財源の市税や国保税、介護保険料、給食費、保育料、その他各種使用料等の収入確保は、重要かつ緊急の課題であります。

平成20年度5月末の未納状況は、現年分滞納繰越合計で市税7億5,581万円、収入率91.3%、国保税8億1,542万円、収入率75.2%、住宅使用料867万円、収入率94.5%、水道料金3,213万円、収入率97.7%、ガス料金4,189万円、収入率95%、保育料253万円、収入率98.9%の状況であります。

市税等の収入率向上対策といたしまして、平成18年4月、収納課が新設され、本年4月には正職員1名が増員されておりますが、現体制で臨戸徴収を含めた業務に対応できると考えておられるのかお伺いいたします。

秋田市を初めとする各自治体では、担当課の新設や部局横断の未納対策協議会等を設置して収納の強化を図っておるようですが、本市においては市内の横断的組織の設立や秋田県との共同による合同滞納整理を随時実施するなど、収入率の向上を図るための収納対策プランを考えておられるのかお伺いいたします。

私は今、市税等の収入率向上対策と未納額の解消について市長に質問しておりますが、納期内にきちんと納付していただいております市民に対して、まことに申しわけないという気持ちでいっぱいあります。と申しますのは、元嘱託職員による税金の着服問題であります。公金を取り扱う嘱託職員の採用方法や業務の委任と身分は、どのようになっているのかお伺いいたします。

(2)歳出の縮減について、職員互助会についてお伺いいたします

職員互助会は、地方公務員法第42条によって職員の福利厚生を目的に設立されたものであり、職員の健康の維持管理など重要な役割を担っておると認識いたしておりますが、最近の財政状況など環境が一段と厳しくなっている状況を考慮したとき、互助会に対する公金の支出や給付の内容などについて見直しが必要ではないかと思われまます。

平成16年に高額な退会給付金は違法との判断が下されて以降は、施設利用助成金、人間ドック助成金、結婚祝い金、死亡弔慰金などの給付が主体のようですが、互助会制度の本来の事業目的は職員の保健、元気回復、その他厚生に関することであり、本市単独でも十分に対応できるのではないのでしょうか。

能代市、横手市、湯沢市の3市は合併時に互助会を廃止、秋田市は19年度で廃止、大館市、男鹿市、大仙市は19年度から公費の支出を取りやめしております。

3月の第1回定例会で高橋信雄議員からも一般質問があり、市長は「総務省の指導が

あったこと。負担割合の引き下げによる公費負担の削減。構成団体による事業の点検、見直しの検討。適正な運営が図られるよう引き続き協議してまいりたい」と答弁されております。構成団体との協議の状況と市長の考えをお伺いいたします。

大項目3、ごみの有料化の効果と今後の課題についてお伺いいたします。

ごみの発生と排出抑制、一般廃棄物の排出抑制、再生利用の推進、負担の公平化及び住民の意識改革を進める必要性から、可燃ごみ・不燃ごみの有料指定袋方式の条例が制定されました。平成19年10月1日から12月31日までの旧指定袋使用猶予期間を経て、平成20年1月1日から本格的な運用が開始されて5カ月が経過いたしました。ごみの減量化と経費削減が計画どおり進行しているのか、また、指定ごみ袋を無償交付する要援護対策が十分に機能しているのかお伺いいたします。

現在、栄町駅通線、由利橋通線、銀座通線のまちづくり事業が進行中で、完成も間近であります。これまで、ごみ集積場所がネットによる覆いのために、カラスや犬・猫などによってごみが散乱しているのを多々見受けました。これら沿線の町並みの景観や衛生面等を考えますと、緑地を利用したごみステーションの設置や回収方法の改善も含めて検討していただきたいと思っております。

ごみの発生、排出抑制など事業目的が着実に定着するよう、随時に事業評価を行う必要があると思っておりますが、市長の考えをお伺いいたします。

大項目4、今後予想される大型事業等にかかわるプランの早期策定についてお伺いいたします。

20年度当初予算は、18年度決算で実質公債費比率が18.3%と地方債同意基準値を超えたことから、公債費負担適正化計画のもとに徹底した事業費の縮減、新規事業の先延ばしなど大変厳しいものとなっております。現在着手中のケーブルテレビ整備事業、3校同時建設事業、本荘中央地区土地区画整理事業、下水道整備事業と今後着手が予想される由利橋架け替え事業、旧由利組合総合病院跡地の文化複合施設の建設などの大型事業が23年度から24年度までに、おおむね完了の予定となっております。本年度中には21年度から26年度までの6年間における投資的事業経費について後期計画を策定する考えのようではありますが、当然、総合発展計画の見直しがされるものと思っております。26年度は、合併特例債適用期間の最終年度であります。自主財源の乏しい本市にあっては、どうしても国の補助金や交付金、あるいは市債に頼らざるを得ないのが実態であります。今後、整備が予想されるのが市役所本庁舎、消防署本署、本荘体育館などの改築と旧国立療養所秋田病院跡地の利活用であります。

市役所本庁舎は耐震上から、消防署本署は建物の狭隘と老朽化、そして訓練施設の整備、本荘体育館は老朽化が進行しており緊急に対処しなければならない課題であります。旧国立療養所秋田病院跡地は土地開発公社の所有ではありますが、独立行政法人国立病院機構からの売買代金8億1,000万円は高額で、返済等の負担は相当重いものがあります。国の補助制度を最大限に活用した事業によって軽減する方法が考えられます。一例として、スポーツゾーンは体育館、あるいは芝生を主体としたグラウンドなどのスポーツ施設を、防災ゾーンには市民の憩いの場として樹木を主体とした小公園として整備することにより、市民の健康増進と医療費等の抑制にもつながるものと思っております。

これらの課題に対処するためには、合併特例債等の活用や市債の状況など、周到かつ

綿密な計画が重要でありますので、早期にプロジェクトチーム、あるいは協議会等の設置を望むものですが、市長はどのような構想を持っておられるのかお伺いいたします。

最後に大項目5、学校等公共施設の耐震化についてお伺いいたします。

5月2日から3日にかけてのミャンマーサイクロン被害、5月12日に発生した中国四川大地震について、新聞・テレビ等で報道されておりますが、広範囲にわたる被害は想像を絶する悲惨な状況であり、ただただ息をのむばかりであります。ミャンマーサイクロン被害では5月26日現在、死者7万7,738人、行方不明者5万5,917人、被災者総数250万人、中国四川大地震では5月25日現在で死者6万2,664人、行方不明者2万3,775人、負傷者35万8,816人、被災者4,000万人以上と報道されております。亡くなられた方々のご冥福と負傷者の一日も早い回復と復興を願うばかりであります。

国内においても阪神淡路大震災、昨年7月には新潟中越沖地震が発生し大きな被害を受けました。また、県内においても合川南小学校の児童や外国人観光客、港湾労働者など104人の犠牲者を出した日本海中部地震発生から25年目を迎えております。自然災害はいつ発生するかわかりません。児童生徒が安心・安全に学べる環境の整備は、重要かつ緊急の課題であります。

政府は、5月22日中国四川大地震で校舎の倒壊により多くの児童生徒が犠牲になったことを踏まえ、国民の不安を軽減させる必要があるとの判断から、学校耐震化促進に早急に取り組むと表明しております。

県内の小中学校の校舎や体育館のうち全体の39%約500棟が耐震補強を行う必要があり、130棟については地震で倒壊する可能性が高く、早急に補修が必要と言われております。

本市の小中学校を初めとする公共施設の耐震診断は完了しておられるのか、また、耐震化を必要とする施設があったのかお伺いいたします。

災害の発生予防対策、災害発生時の救援・救急対策、そして、被災後の物的・精神的支援対策などの重要性を改めて認識したところであります。

本市では地震や一般災害に備えて由利本荘市地域防災計画を策定しておりますが、啓蒙活動の状況と避難訓練等の実施状況についてお伺いいたします。

以上、大項目5点についての質問を終わりますが、簡潔・明瞭な答弁をお願いいたします。どうもありがとうございます。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 佐藤竹夫議員のご質問にお答えします。

1番の行財政改革の促進について、（1）の危機認識の共有について、お答えいたします。

本市の財政状況につきましては、昨年の6月、基金も含めた一般財源の不足という現状と、基金に頼らない20年度予算編成に向けた経費の削減、制度の見直しについて、各支所の課長、本庁にあっては班長以上を対象にした説明会を開催し、全職員への周知と理解・協力を求めています。

また、18年度決算で実質公債費比率が基準値を超え、起債事業の抑制や歳入・歳出両面からの抜本的な改革を前提とした公債費負担適正化計画を策定し、財政の健全化に向

けた具体的な取り組みが必要となったことから、職員はもちろんのこと、市民にも厳しい財政状況を理解していただくために、昨年11月15日号とことしの4月15日号の広報ゆりほんじょうで、実情と適正化計画の内容をお知らせしております。

しかし、平成20年度の予算編成では、各所管から事業・制度の見直しを行った予算要求を受けたものの、なお一般財源で約52億円の不足が生じたことから、さらに徹底的周知を図るため、再度部長等会議を初め12月には職員を対象に、財政健全化法と本市の財政状況、適正化計画にかかわる研修会を開催し、市民への丁寧な情報提供を行うことと今後の事業展開や制度・施設管理等の見直しには、既成概念にとらわれることなく、これまでに培った知識を生かし、創意と工夫を持ってこの難局を打開すべく指示いたしております。

本年度実施の総合発展計画後期主要事業の見直し作業においても、現在精査中の財政計画も含め、改めて本市の財政状況について職員周知を行い、共通理解の上に立った計画の策定と市民への正確な説明に努めてまいります。

次に、(2)の機構改革と総合発展計画の見直しについてであります。今年の1月に市が機構改革として提案いたしました出張所や公民館等の施設の見直しにつきましては、行政運営の基本である、簡素で効率的な組織機構を目指して進めようとしたものであります。なお一層の住民への説明が必要であると判断し、さらなる検討期間を設けることといたしました。

ご質問の総合発展計画との関係でございますが、総合発展計画では7本の柱の1つとして「豊かな心と文化を育むまちづくり」を掲げ、生涯学習の振興と公民館など社会教育施設やスポーツ施設等の整備を図ることといたしております。

さきに提案いたしました施設の見直しにつきましては、公民館活動などの低下を招かない範囲で機能の集約化を図ろうとしたものであり、総合発展計画が目指す生涯学習等の推進を見直しするものではありません。

市としましては、今後、地域における出張所や公民館、スポーツ施設等の役割を確認するとともに、議会の皆様初め市民への説明も果たしながら進めてまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2番の財源の確保、(1)の市税等の歳入状況についてであります。このたびの元嘱託職員による税金着服問題は、行政に対する信頼を大きく損なわせることになり、市民の皆様深くおわび申し上げます。また、これからは公金取り扱いについて、一層の体制強化を図ってまいります。

なお、市税、保育料などの19年度の収入状況は、議員ご指摘のとおりであります。

歳入の根幹が市税であり、これを確保することの重要性は十分に認識しており、このことから、本年度、収納課の職員を1名増員して10名の職員配置とし、6名の嘱託職員とともに業務に当たるよう体制強化を図ったところであります。

担当職員は、徴税吏員として新規滞納世帯、納付困難な世帯との交渉、強制処分などに当たっており、嘱託職員については臨戸訪問によって滞納額を伝え、納付意思を確認することはできるとされていることから、担当職員の指示のもと、主に納税相談など軽易で反復的な業務を担当しており、それぞれの事案について、連携、分担しながら効率的な業務の推進に努めているところであります。

嘱託職員の採用については、これまで広報に掲載するとともに、ハローワークを通じて募集しており、採用された嘱託職員は、現金を受領する場合もあるため、現金取扱員として任命しております。

庁内横断的な収納対策としては、現在、個別の事例ごとに所管課同士で協議することが効果的との判断で対応しており、また、県と共同で行っている催告、訪問徴収をさらに充実させるなど、関係機関との滞納整理業務の連携を図ってまいります。

今後とも各市の状況調査もあわせ、嘱託職員を採用する際に身元保証人をつけるなど収納体制のあり方を研究するとともに、収納率を向上できるよう改善を図ってまいります。

次に、(2)の歳出の縮減について、職員互助会についてであります。本市における職員の福利厚生事業については、財団法人秋田県市町村職員互助会に加入し、公費である構成団体負担金と職員個々が負担する掛金をもとに施設利用助成金、人間ドック助成金、医療費助成金、結婚入学祝い金などの給付事業のほか、貸付事業や研修事業などを実施しております。

これらの事業の実施に当たっては、公費負担で行う事業としてふさわしい内容であるか、また、市民に理解が得られるものとなっているかなど、時代の変化を踏まえて必要性・妥当性について、点検・見直しを行いながら実施しなければならないものと十分認識いたしております。

先般、県市町村職員互助会に対しまして、公費負担金、掛金のあり方や事業内容、さらに返還金のあり方などについて、現行のままでは住民に理解が得られないのではないかと問題を提起したところであり、本市において互助会への公費負担が問題視されている状況についても認識していただきたい旨、理解を求めたところであります。

この問題につきましては、単に本市だけで解決できるものではないことから、7月以降、互助会において、さきに問題を提起した内容及び運営のあり方などについて、構成団体で議論していく予定であります。

今後は、市民に理解が得られるよう望ましい福利厚生制度の方向性を見出すべく、協議検討してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、大きい3番のごみ有料化の効果と今後の課題についてお答えします。

昨年10月から始まりました有料化の対象であります可燃ごみと不燃ごみの排出量について、10月から5月末現在までを前年度同期と比較しますと、可燃ごみが5.7%、不燃ごみが13.4%減少し、全体で6.1%の減少となっております。このうち、家庭系の可燃ごみ6.7%、不燃ごみは7.1%の減少で全体で6.7%の減少となっており、事業系の可燃ごみは2.4%、不燃ごみは30.4%減少し、合わせて4.1%の減少となっております。

また資源ごみにつきましては同様に0.8%の減少となっており、分別とリサイクルがごみの減量化と資源の有効活用につながりますことを、これまで以上に周知してまいらなければならないと痛感いたしております。

ごみの排出量が減少した理由としまして、人口の減少や厳しい経済状況などさまざまな要因があり、まだ一概に有料化による減量効果があらわれたとは判断しておりませんが、今後とも広報活動等を強化して、ごみの減量化を訴えてまいりたいと考えております。

次に、要援護者対策として新生児と在宅介護を要する世帯に本年4月から指定ごみ袋を無料交付しているところではありますが、5月までの2カ月間に新生児世帯には110世帯に、また、在宅介護世帯には431世帯に対し、交付させていただきました。

在宅介護世帯につきましては、まだ申請されていない世帯が半数近くあると承知しており、今後も広報等により広く周知してまいりたいと存じます。

次に、市街地歩道等におけるネットによるごみ集積箇所についてであります。

本荘地域の一部では歩道等にごみ袋を集積し、ネットにより飛散防止やカラス対策などを講じているところがございます。これは、箱型ごみステーションの設置場所を確保できないことが大きな要因であります。

ご指摘のとおり、景観や衛生面のほか、歩行者などにも配慮し、収集業務にも支障を来さないよう、町内会などとステーションの設置方法や活用について協議していききたいと存じます。

また、ごみの有料化制度については、目的の達成状況について随時広報するとともに、効果や改善点などについて有料化検討委員会に意見を聞くなどのほか、モニターによるアンケート調査などを実施し、検証してまいりたいと存じます。

次に、4番の予想される大型事業等プランの早期策定についてであります。現在事業実施している大型のプロジェクトについては、ケーブルテレビが平成21年度、学校建設及び文化複合施設が平成22年度、由利橋架け替えが平成24年度に終了する計画となっております。

一方、総合発展計画における平成21年度以降の主要事業につきましては、新たな財政計画に基づき、公債費負担適正化計画との整合を図りながら見直しを行うこととしていることから、現在事業実施している大型プロジェクトにつきましても事業期間の延長等、変更が想定されるところであります。

この事業見直しの過程で新たな事業への着手や事業費調整、事業年度調整等が行われますが、有利な財源としての合併特例債の活用を考えていくべきと思っております。

しかし、ご案内のとおり財政は非常に厳しい状況にあり、今後、大型プロジェクトの実施については、今まで以上に十分な事前調査を行い、総体的に判断していかなければならないものと認識しているところであります。その上で新たな大型事業に着手する場合には、平成26年度という合併特例債の期限に配慮しながら、事業プランの策定等について早目を実施してまいりたいと存じます。

次に、5番の学校等公共施設の耐震化についての1の学校等教育施設については教育長がお答えします。

その2番のその他公共施設についてであります。中国四川省の大地震においては、建物の倒壊により多くの住民が犠牲になったとの報道がされているところであり、地震国である我が国においても、これは他人事ではありません。

公共施設は、防災の拠点となる場所を初めとして災害時の地域住民の避難所としての重要な役割を持つ施設が多いことから、耐震化の必要性は十分感じているところであります。

本市においては、昭和44年建築の本庁舎を初め昭和56年に耐震基準が見直される前に建築された建物が多く、耐震対策には多額の経費を要することから、学校や公営住宅な

どの一部を除いてまだ行われておりませんが、今後、対象となる施設の耐震診断や、それに伴う改修に対する補助制度の新設を見据えて対処してまいりたいと考えています。

地域防災計画につきましては、まちづくり宅配講座を初め機会あるごとに市民の皆様への啓蒙に努めておりますが、先日行われました西目地域での津波避難訓練、鳥海地域での土砂災害避難訓練などの実施も、参加者の災害への対処能力向上を図るとともに、これを通じて市民の防災意識を高めることにつながるものと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

教育長（佐々田亨三君） 佐藤竹夫議員の教育委員会関係のご質問にお答えいたします。

5、学校等公共施設の耐震化についての（1）学校等教育施設についてであります。本市には1幼稚園と32の小中学校があります。

昭和56年以前の旧耐震基準で建築された学校は16校あり、そのうち現在、西目小学校、本荘南中学校及び矢島中学校が改築中でありますので、この3校を除いた13校に耐震化が必要であります。

なお、これら13校につきましては、平成17年度に耐震補強等耐震対策の必要度合いを調べる耐震化優先度調査を既に完了しております。

学校施設は地震だけではなく、さまざまな災害時の緊急避難場所として利用され、避難期間が長期化すると地域住民の生活の場にもなりますので、防災対策の観点からも耐震化が急がれるものであります。

一昨日、改正地震防災対策特別措置法が成立しており、今後、国・県の動向を見きわめながら、小規模校等の統廃合の課題等を考慮し、緊急性の高い学校から耐震診断を行い、計画的に耐震補強等を進めてまいりたいと存じます。

また、学校以外の社会教育施設、社会体育施設等につきましても耐震化の必要がある施設につきましては、今後、国の補助制度等を活用しながら対策を講じてまいりますので、ご理解願います。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 6番佐藤竹夫君、再質問ありませんか。6番佐藤竹夫君。

6番（佐藤竹夫君） 時間押しておりますので、簡単に再質問させていただきます。

第1点でありますけれども、市税等の歳入状況についての関連であります。

先ほど、囑託職員的身分については現金取扱員だというお話がありました。地方税法第1条の徴税吏員にはなれません。当然ですね、市長からお話ありました。そうなりますと、公金のただ受け取り、あるいは集金的な役割だけなのか、あるいは相談といっても強い相談にはならないと思いますので、やはり、徴税吏員になれる、滞納処分のできる正職員を配置して徴収体制の強化を図るべきと考えております。

また、公金の不正ということで報道されましたけれども、やはりその囑託職員6名についての、何と申しますか業務の報告、あるいは報告の徹底、さらには払い込みのチェックなど事務の見直しが必要であるのではないかなと思っておりますので、市長の考えをお伺いいたします。

それから、第2点目でありますけれども、旧国立療養所秋田病院跡地の有効活用ということで、平成18年6月定例会で私、質問しております。その際、市長の答弁によりますと、構想策定のため、跡地活用の基本構想策定費として6月定例会に補正予算案を計上しておるとの答弁でありました。私の記憶が違っておるかもしれませんが、このときの額としましてですね、土木費の都市計画総務費の委託料513万3,000円と記憶しておりますが、この構想策定状況はどうなっておるのか、あるいは、議会に対しての説明等はあるのかないかであります。

次に、3点目といたしましてですね、耐震化の問題であります。

きのうの齋藤作圓議員に対する副市長の答弁をお聞きしましてですね、ものすごく不安が増しております。といいますのは、市役所の耐震調査はまだしておらないと。ただ、耐震調査の結果で補修や改築が必要となった場合、現在の財政状況を考えると大変なので、だから耐震調査をしていないんだというように私は聞こえました。やはり耐震性に問題があるとの疑問が強くなっております。調査結果に基づいて補修や改築が必要であればですね、事故が発生する前に職員の生命を守るためにも、事前にですね的確な対策をとらなければならないものだと考えます。調査結果を市民や議会に報告しながら、財政的な面も含めて、また、建設場所や時期なども考慮しなければならないと思いますので、そういうふうな状況を把握しながら、一緒になってですね協議することが重要ではないかと考えますので、改めて市長の考えをお伺いいたします。

以上です。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 佐藤議員の再質問にお答えしますが、市税の歳入に係る問題、先ほど市民に深くおわび申し上げたところでありますが、この公金を取り扱うには慎重を期してまいらなければならないということは論を待たないわけではありますが、今回の事案を見ますと、その業務のチェック体制において、なかなか夜間だとかそういうところに徴収するために赴くわけでありますので、ですからこれは、やはり2名体制にするとか、その日のうちに確認するとか、そうしたことが必要であろうかなというふうに今もって思っております。しかしながら、夜間のことでありますので、収納した方が遅く帰ってくる。そういうのがその、遅く帰ってくるのをだれかが待っている。そしてチェックする。その辺が非常に組織機構として難しい点もあるけれども、市民のそうした大変な税を預かるわけでございますので、その辺を徹底して改善を図ってまいりたいと、このように思っておりますので、ひとつよろしくご理解くださるようお願いいたします。

それから、国療の問題でございますが、国療も大変、跡地の問題について国との交渉の中で厳しいやりとりがありました。ご承知のとおり跡地利用が国としても譲渡するに当たりましては、理にかなうというんでしょうか、そういうふうな条件がございまして、その条件の中には防災施設、運動施設、福祉施設、そうしたものであればというふうなことで払い下げを受けた経緯もあります。

しかしながら、あのような状況でございますので、地域の方々はもちろんのこと由利本荘市の方々も大変何かしら早くというふうな気持ちもおありでしょうし、そういう意味での構想の策定はしていかなければならないなというふうに思います。基本的には、ただいま申し上げたことで国の方と話した経緯もありますので、これからさらに突っ

込んでいきたいと思えます。

これまでどのようなことをされたのかというお尋ねであります。私は早くこの構想、何をすべきか、何をどういうふうにするべきかということを検討するようにというふうには指示はしておりますが、まだはっきり出てきておりません。委託費のことを含めましてお尋ねありましたが、これは担当部長から答弁をさせます。

それから、耐震化の問題については、副市長の鷹照から答弁をさせます。

以上であります。

議長（井島市太郎君） 鷹照副市長。

副市長（鷹照賢隆君） 佐藤竹夫議員の3番目の耐震性の庁舎の件の危惧される点についてお答え申し上げます。

大変舌足らずな話になったのではないかなと反省しておりますけれども、私が申し上げましたのは、まず学校の話も一緒に出ておりましたので四川省の話もいたしました。そして学校という、いわゆる子供を扱うところが優先的に国の方が今、基準を改正いたしまして補助率を上げてやるということですから、こういうところが一番大事なのであって、庁舎は診断はやっていませんけれども、その後の話でないかなという気持ちで申し上げましたので、決して庁舎の中での職員並びに市民の皆さんがそういう目に遭ってもいいというようなことではないのでございまして、いつかは必ずやるというつもりで申し上げたのですが、学校の方がいわゆる子供さんの方が先という気持ちの中で申し上げましたので、ちょっと誤解を招いた点はお許し願いたいと、こういうふうに思っております。決して財政がないから、調査すればやらなければならないからやらないと、そういうような、おしりの方から話の結論を持ってきているわけではございませんので、誤解のないようにひとつよろしくお願い申し上げたいと思えます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 猿田建設部長。

建設部長（猿田正好君） 佐藤議員ご質問の国療跡地等に関する平成18年6月補正の中身についてお答えを申し上げます。

6月補正におきましては、確かに国療跡地の整備計画の基本となる骨子プラス中心市街地のあり方等々につきまして五百数十万円補正をお願いして、19年3月末において専門コンサルからのアドバイスとしての資料を受領してございます。その中身につきましては、主なものは、もちろん国療跡地の配置の計画等々についても触れてはございますが、その肝心なところは石脇地区に現存してございます都市計画道路等々の関連、また、通学路の整備が必要な部分、全体計画として区割りをするに当たっては、あの広大な敷地の中にどのような道路計画等々が必要なのか、事業費についてはどれぐらい必要になるのか、プラス市街地全体の公共施設の配置の概念についてのアドバイス、以上のポイントだったというふうに記憶してございます。

ただ、平成18年という年は、中心市街地の活性化に関する法律の改正がございまして、国からの、いわゆる簡単に言いますとコンパクトシティーへの各自治体の取り組みが見直しを求められた法律が改正された年でもございます。したがって、それらとの報告書の内容の精査プラス19年度当初に予定してございましたが、都市計画マスタープランの策定、実はこれが19年度、国・県からの予算の関係で20年度事業として予定をさ

せていただくことで今の補正に都市計画マスタープランを上げてございますけれども、計画によれば、この報告を受けて都市計画マスタープランに反映させ、全体計画を仕上げたいという構想の中でのスケジュールで動いたものでございます。したがって、中活法の改正、それから都市計画マスタープランの年度のずれ等々によりまして、この資料等がまだそちらとの整合ができておらないという現実の中で、平成20年度、これから行います都市計画マスタープランの策定の中でおおいに参考にしながら基本プランの策定に資していきたいというのが考え方でございます。したがって、議会の方には、まことに失礼でございますが、その中身につきましてはまだご提示を申し上げてございませんでしたので、ご了承をお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 6番佐藤竹夫君、再々質問ありませんか。

6番（佐藤竹夫君） ありません。

議長（井島市太郎君） 以上で、6番佐藤竹夫君の一般質問を終了いたします。

この際、午後1時半まで休憩いたします。

午後 0時35分 休 憩

午後 1時31分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。7番高橋和子さんの発言を許します。7番高橋和子さん。

【7番（高橋和子君）登壇】

7番（高橋和子君） 高橋和子でございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

政治が果たす最大の役割は、それが国政においてであれ地方においてであれ、国家社会あるいは地域社会の将来をどう構築していくのか、そして現状における課題を取り上げ指針を示していくことだと思えます。

私は、これから幾つかの分野について、個別または具体的に質問と提案もいたしますが、そういう観点からの質問でありますので、ご答弁の方よろしくお願いを申し上げます。

それでは、農業問題についてお伺いいたします。

本市農業は、農業収入が10年前と比較いたしますと、1戸当たり100万円の減収であります。全体を集めますと大変な額でございます。原因は、米を初めとする農産物価格の下落によるものでありますが、最大の原因は、米の需要が落ち込み、米の値段が上がらないからであります。その意味でも米の需要拡大こそが所得向上につながる道であると私は思っております。

今、世界の食糧事情は激変しております。日本の最大の輸入農産物である穀物が高騰しております。要因はさまざまあるようですが、その1つに世界全体で穀物の在庫が下がり、供給不足状態が挙げられます。それは輸出各国で輸出制限をしたり、輸出関税を設けたり、そして上げたりと輸出規制を始めたからであります。それは輸出国が国内供給を優先した結果だと言われております。

そしてまたこの地球上では、作付面積をふやせる地域は、もうなくなってきたとも言

われております。供給面でこのように制約がある中では、穀物の値段は高くなる可能性はありますけれども、下がる要素はないとも思います。そういう中で小麦粉も大変高騰しております。それで今注目されているのが小麦粉のかわりとして米粉であります。米の粉であります。輸入小麦の10%を国産米の米粉、米の粉にかえたとすれば、年間50万トンの米の需要が伸びる計算になるそうです。そうなれば今以上の生産調整はなくなるでしょうし、価格も高値安定すると思われまます。

農家の方々は、所得確保のため、米のほかに花、野菜、畜産など経営をしながら日夜努力しております。ですが、いかんせん、いかんせん、米価の下落によって所得が伸びません。一人一人の方々が米、米の粉、米粉です、多く食べてくだされば、それだけ需要が伸びるというものでございます。本市が米需要拡大のために米粉利用した製品開発など具体策をやるべきと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

「農村は、民族の揺籃である」とは古来から言われている言葉であります。私もこれは何としても守らなければならないことだと、常日ごろ思っております。これもつけ加えまして、所得向上の方策について質問を終わります。

2番目でございます。教育についてご質問いたします。

学校自然林の創設による自然教育についてお伺いいたします。

ここに「創設」と書きましたけれども、学校林をつくるための創設というのは、ちょっと言葉がおかしいのかなと思っておりますけれども、「つくり」というよりも、やはり私の大きな思いの中で、あえてこの「創設」という言葉をここに入れました。

本市における学校教育現場におかれましては、先生方のご努力やサポートする方々、保護者の方々のご協力によりまして、人間性豊かで進取の気性に富むたくましい子供の育成という本市の教育方針に沿って教育活動が日夜なされていると思っておりますし、確かな学力の定着と向上という方針につきましても、小中連携しての取り組みなどで一生懸命努力していると伺っております。

さて、「将来は」との問いに「将来とは今だ。将来とは今なんだ」とよく言われておりますが、私も現在の積み重ねが将来につながるものと思っております。そういう思いの中で質問いたします。

人間は自然界の一部であります。自然の一部として生まれた子供たちが、自分の身近に連なる生まれ育った自然環境を観察し、学び、自然を五感で感じとることは、基礎教育の中では最も重要なことと考えます。幸いにも本市においては、山林面積は本市の74.7%、約903平方キロメートルもあります。手の届くところに春夏秋冬、季節が鮮やかに変化をし、亜熱帯から寒帯の植物が分布する動植物の宝庫でもあります。

今、地球上では温暖化で障害が出ていると言われております。さまざまな分野の方々が地球環境を守るために提言をなさっております。そして行動も起こしております。そうしてまた、森林が温暖化防止に大きな役割を果たしておるといっても皆さんご承知のとおりだと思います。そういう意味からも、小中学校に地域の自然そのものを生かした観察エリアを設置し、義務教育年限を通じて、息の長い自然観察教育を心から要望するものであります。自然観察指導員の方々をお願いいたしまして、定期的・継続的な自然林における教育を実施していただきたいと思っております。お考えをお伺いいたします。

次、食育について質問いたします。

今、食に関しては、安全なものをとよく言われます。食べ物とは、基本的に人間の命を維持するために大変重要なものであり、安全で安心して食べられるのは当たり前でなければならぬのであります。しかし、それは食べ物が豊富にある、食べる物があるという前提のもとでのことでもあります。

最近、世界規模の食糧危機について盛んに取りざたされていますが、日本もご承知のとおり自給率は低迷を続けております。まさに食糧危機その渦中にあると言っても過言ではないのであります。その一方で、たくさんの食べ物を捨てている国でもあります。

先ほども申し上げましたけれども、地球上には食べ物は無尽蔵にはないのであります。食べ物は、まさに命を支える尊いものだと思われているのでしょうか。そして、それを子供たちに伝えることができているのでしょうか。私は、そのことが食育の基本となるべきことだと考えております。

現在、さまざまな側面からアプローチした食育が展開されております。私は、先ほど申し上げましたように、この地球上には食べ物は無尽蔵にはない、食べられなくて亡くなっている人たちもたくさんおられる、食べ物を粗末にしない、大事にする心ということを中心とした食育をするべきと考えます。環境や地域、社会の問題から世界、地球レベルの問題までを含めた幅広い学習が可能な分野であると言えるのではないのでしょうか。食べ物を大事にするという視点から世の中を知るという能力は、来るべき厳しい時代を生き抜く上でも重要な資質となるに違いありません。そして、これからの由利本荘市を支える上でも大きな力となると思っております。お考えをお伺いいたします。

次は、少子化対策について質問いたします。

よく少子高齢化社会と言われておりますけれども、高齢化対策につきましては、5年後、10年後の人口がわかりますので、計画的にやるべきことをきっちりやるに尽きると思います。反面、少子化につきましては、はるかに困難で深刻な問題であると思います。

先般、厚生労働省より2007年の合計特殊出生率は1.34、2006年を上回ったと発表がありました。同時に、生まれた赤ちゃんは2,929人減ったとも発表がありました。国内でもこのように人口減少の流れは変わっていません。

由利本荘市でも5月1日現在、10歳の方は773人、9歳は746人、8歳739人、7歳713人、6歳658人、5歳690人、4歳641人、3歳621人、2歳608人、1歳621人、ゼロ歳580人と減少をしております。年間生まれる方が10年前よりも約100人減少しております。この新生児たちは、二、三年後からは保育園、そして学校です。また、それから少したちますと将来の地域労働はどうなるのか、確保はどうするのか、地域社会の再編や見直しなど、その他深刻な状態や問題が多く待ち受けているのであります。

少子化問題はこの地域の重点課題であることから、他の議員の方々も何度となく質問しておりますが、私はきょうは、若者たちのイターン、Uターンについて質問いたします。

今、さまざまな理由、事情から田舎で暮らしてみたい、子供を育てたいという若い方々がふえてきております。現実に鳥海の方でもおります。帰ってきた方はおります。そういう方々のお話を聞きますと、どういうところに住みたいかと言いますと、学力レベルの高いところ、自然環境の良好なところ、そしてそれを学校教育に取り入れているところ。食べ物、特に給食で地元産をどれくらい使い、安全なものを食べさせているか

というところ。子供たちを地域が協力して育てているところ、などなど、またこのほかにもたくさんありましたけれども、そのほかに、移り住む前に、夏休み・冬休みなど長期間滞在し、地域の方々と交流をし、行事など体験させてほしいなど希望が出ておりました。豊かな大地で暮らしてみよう支援事業とリンクする部分があるかと思えますけれども、市としてこういう方々を積極的に受け入れるお考えがあるのかお伺いいたします。

また、本市出身の若い方々をこの地に呼び戻し、この自然の中で子供の養育をしてもらう、そういうことを常々思っております。そのためには、この地域が若者にとって将来を見通して安心して暮らせる場でなければなりません。そういう観点から、私は大きな枠の中で、きょうは関連を持たせながら質問をしておるところでございます。

先ほど質問いたしました、所得確保なども関連してくると思えますけれども、このことに関しましては、一つ一つこれがいい、これがいいということよりも、トータルで考えなければならないと思えますので、そういうことに関しましても積極的に受け入れるお考えがあるのかお伺いいたしたいと思えます。

次、道路特定財源の一般財源化に伴う道路行政の見通しについてお伺いいたします。

先般の閣議におきまして、政府では道路特定財源を一般財源化することを決定いたしました。平成18年12月議会におきまして、これは本市でございます。佐々木議員の質問に対しまして市長は「国では道路関係予算について、これまで通常、補助金から道路特定財源を原資とする地方道路整備交付金に完全にシフトしている。一般財源化された場合、本市の主要道路の整備に直ちに影響が出る」と答弁をしております。このさまざまなことに関しましては、議会も陳情を続けてきたわけでありまして。

また、今、一部で「むだな道路はいらない」「業者のための道路はいらない」などと言われておりますけれども、しかし、私のような東北の一山村積雪過疎地に暮らす一農家の主婦にとってであっても、道路はまさに生活の生命線であります。私が住んでいるところは特に過疎地なるがゆえにバス路線が昨年から廃止され、自家用車での交通を余儀なくされております。今、鳥海では、行政の方で生活路線の足を確保していただいておりますけれども、私のところには来ていません。バスは前はありましたけれども、今は来ておりません。

道路の整備充実は、重要な課題でございます。国道・県道・市道のいずれにおいても整備のおくれが原因と見られる命にかかわる重大な事故が発生したり、しつつある箇所が数多くあります。今回の一般財源化によって本市にかかわる道路整備、あるいは除雪等の道路関連の財源はどのように変化していくのか極めて心配しているところであります。見通しについてお伺いいたします。

次に、市の道路行政の現状と今後のあり方についてお伺いいたします。

本市は、神奈川県の中の半分と言われる広大な面積を持ち、道路総延長は2,449キロメートル、約2,500キロメートルであります。

今、道路建設に関しまして大変否定的発言が国政の場にあります。私の知っている範囲では、道路整備は地域利用住民の強い必要性からくる要望によってなされておると認識しております。まず、今まで整備され、また、これから計画する道路で「むだな道路」という部分があるのかお伺いいたします。

私たちの生命線である道路も財源が大きく変化すれば、道路行政のあり方そのものを大きく見直さなければならぬのは必然のことですけれども、必要性が大きく、建設すべきところは肅々と進めなければならぬと思っておりますが、現状と今後のあり方について市長の基本的なお考えをお伺いいたします。

これで、私の質問を終わります。よろしくご答弁の方をお願いいたします。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 高橋和子議員のご質問にお答えします。

初めに、農業問題について、農業所得向上の方策についてであります。現在、農業経営においては、米価の下落に加え、原油高騰を背景とした農業資材値上げなどにより深刻な経営状況におかれており、直売や農産品加工は今後の農業経営の中で大きなウエートを占めているものと考えております。

また、小麦が高騰する中で、本市においても地産地消により米の消費を推進する観点から、米粉を利用したパンを試験的に学校給食に導入しております。

本市でもこれまで、地元の食品加工グループ等と連携して山芋まんじゅうや松皮もちなど地場農産物の商品化に取り組むことで農家所得の向上を図ってまいりました。

さらに、米粉を利用した製品開発ができないか、県と連携した試験研究を進めてまいります。

先日、全国市長会が開催されたときであります。その分科会において国の方からの今の食糧問題の講演がありました。そのとき質問がありませんかということでありましたので、私はあえて手を挙げて質問をいたしました。「今、世界の食糧が大変不足を来す状況になってきている中で、日本農業はこれでいいのか。農地の荒廃など進んでいる。日本も食糧問題ということをとらえますと、そういう事態は許されないのではないのか。私たちの地域は米を主体としての農業をやっている。今の米価ではどうしても成り立たないという現象がある。だからこの米価の今の問題をどう考えているのか。あなたは高いと思うのか、低いと思うのか。私は低いと思うので、どう考えるか」というような質問をしました。個人としてはという、そういう言葉がありました。私は低いと思えます」と、こういう答えでありました。ですから私たちは、これから日本の農業、この米価というものを声高らかにもっと上げるべきだと。そうすると耕作放棄地とかそうしたものの、日本国土がまた生き生きと再生できるのではないのかなというふうに思います。その前段としての米粉、米粉パンとかそういうものを、やはり我々としても取り組んでいかなきゃならないと思っておりますので、高橋議員ともどもみんながやっぱりこの秋田県農業をどうしていくかということ、さらに進めて考えてまいりたいと、このように思います。

次に、教育の問題について、これは教育長の方からお答えいたします。

3番の少子化対策についてであります。Ｉターン・Ｕターンへの支援についてお答えします。

現在、市内に定住を希望する方々に対しては、鳥海・西目など市内6地域8分譲地の分譲情報について市ホームページで提供するとともに、西目地域の潮騒の丘ニュータウンにおいては、定住促進奨励金制度を設け、一定面積を満たす居宅や公共下水道受益

者分担金への助成を行い、市内への定住促進を図っているところであります。

また、今年度新たに、豊かな大地に暮らしてみよう支援事業をスタートさせ、由利本荘市での田舎暮らしを推進するため調査事業を行うこととしており、事業の展開に応じて都市住民にその情報を発信し、由利本荘の自然の豊かさや暮らしやすさをアピールしながら、第二のふるさととして本市を選択していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、4番の道路特定財源の一般財源化に伴う道路行政の見通しについてであります。道路特定財源については、来年度より国の予算管理とし、一般財源化することとして閣議決定されましたが、これに伴う地方への交付制度内容は決まっておりません。

道路整備がおこなわれている地方にとって、制度内容によって道路行政が立ちおくれることは、住民生活及び地域経済発展に大きな影響を与えることとなります。

このため、本市としても一般財源化に伴い、国からどのような財政措置がなされるのか現段階ではわかりませんが、市民の生命や暮らしを支える地方道路整備が立ちおくれることのないよう、今後も重点的な道路整備予算確保のため、国・県に対し強力に要望活動を実施してまいりたいと存じます。

次に、5番の市の道路行政の現状と今後のあり方についてお答えします。

市道の改良整備については、市総合発展計画における計画の見直し等、他事業との調整を図りながら進めているところであり、この後も厳しい財政状況であります。必要な整備を確実に進めていく方針であります。

国では、地方の自主性・裁量により、地域の生活に密着した道路整備を推進するため、地方へ一括交付している地方道路整備臨時交付金について、今年度より地方公共団体の財政状況に応じて国費割合を引き上げるという制度改善を行いました。これにより本市においては、国費割合が55%から60%へと5%引き上がることとなります。

また、従来は一般財源で対応しておりました道路の補修についても一部交付金事業の対象となり、今年度より道路の路面補修等を実施する予定となっております。さらに、平成22年度より、橋梁の長寿命化を目指す補修についても交付金の対象となる予定であります。

今後も国の制度を十分に活用して、道路の整備・維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

教育長（佐々田亨三君） 高橋和子議員の教育委員会関係のご質問にお答えいたします。

2、教育についての（1）学校自然林の創設による自然教育についてであります。地域の自然環境を教育活動の場とすることは、心の教育の充実・発展を目指して取り組んでいる本県本市のふるさと教育の理念とも合致いたしますし、森林、河川等の自然を生かす教育は、児童生徒の人格形成にとっても欠かすことのできないことと考えております。

各学校においては学校緑化活動への取り組みが見られ、例えば鶴舞小学校では、由利森林管理署と連携して、水林の「出会い・ふれあいの森」の植樹活動では、ドングリを

拾ってそれを育て、その苗をまた植える活動を実施しております。また、南由利原にある「せきゆかいはつ ゆりの森」には昨年度までの3カ年計画で植樹活動を実施しており、由利小学校、矢島小学校、子吉小学校などの児童が参加しておるところでございます。これらの学校は、地域の方々や自然観察指導員等のご協力を得て行っているところでもあります。

そのほかの学校においても学校緑化活動への取り組みが見られ、特に今月15日に北秋田市北欧の杜で開催される第59回全国植樹祭においては、本市出羽中学校の緑化活動が認められ、秋田県ふるさと水と緑貢献賞部門では県内小中学校ではただ1校のみ受賞、表彰される予定でございます。

学校教育と森林とのかかわりにおいては、樹木はもちろんのこと、そこに生息する動植物は理科や生活科などにおける観察・実験の素材になるとともに、児童生徒にとって科学的な思考を養い、発展・拡充させていくものであります。地域社会と連携して森林を生かすことは、学校教育の今日的課題でもあり、地域に開かれた学校づくりにつながるものであり、さらには代々受け継がれてきました地域の財産を守ってきた先人の苦勞に学ぶことで、ふるさとの自然、人々を大切にしようとする心を育てることもできます。

地球全体や地域を取り巻く環境問題が社会全体の関心事となっている現在、学校自然林の創設に当たっては、維持・管理等克服すべき課題も多々ありますが、自然体験活動を一層充実させ、児童生徒の豊かな心の育成に努めてまいりたいと思います。

次に、(2)食育についてであります。平成17年7月に食育基本法が施行され、同法に基づき平成18年3月に食育推進基本計画が策定されましたが、この中で学校における食育を推進することが重要視されております。

食に関する問題は、家庭が中心となって担うものではありませんが、食生活の多様化が進む中、学校・家庭・地域社会が連携し、次代を担う子供たちの望ましい食習慣の形成に努めることが重要と考えております。

このような観点から、本市においては各校の特色を生かしながら食育を推進するために、由利本荘市食に関する指導強化学業を実施しております。具体的には、学校・家庭・地域が連携しながら、計画的・継続的に食育を実施するために、地域の特色を生かした食に関する指導の全体計画を各学校で作成し、各教科と農業体験活動等の諸活動と関連づけながら食に関する指導に取り組んでいるところであります。

さらに、食に関する指導では、食に関する正しい知識とマナー等、望ましい食習慣を身につけることや、生涯を通して命を支え尊いもの、みずから健康を管理する能力などを身につけさせることが基本であります。時には社会科で食糧生産を扱う場面や食糧に関する報道等から、地域や世界の食糧生産と食糧事情等に目を向けさせ、考えさせる過程で、ふるさとを愛する心や我が国の豊富な食に対する感謝の心を育てる幅広い観点から指導しているところでございます。

また、今年度本市には新しく1名の栄養教諭が配置されましたので、食に関する指導担当教諭とともに、指導力の向上等の研修の機会を設け、食育がより一層充実するよう努めてまいります。

いずれにいたしましても、子供たちの望ましい食生活の実現と豊かな人間形成を図るために、学校はもとより保護者や地域とともに食育を推進してまいりたいと考えており

ます。

以上です。

議長（井島市太郎君） 7番高橋和子さん、再質問ありませんか。7番高橋和子さん。

7番（高橋和子君） それでは、再質問をさせていただきます。

今、市長より米の拡大につきましてさまざま、どっかに出張にいらしたときにお話をしてきたというお話もお聞きしました。

今、現実として米価が上がらなければと言いますか、これ以上下がらなければと、同じですけれども、農業の所得は上がらないのであります。というのは、これ何で上がらないのかというのは簡単なんです。消費拡大さえすれば米はつくれるのであります。その消費拡大に今大変、私は畜産やっています大変穀物の値上がりは大変大変なことでございますけれども、ただ反面、今、私、小麦粉と米粉の関係を質問いたしましたけれども、反対にとっては大変米農家といいますか農家にとりましては、有利な現状にあるわけでございます。そういうときに米粉につきまして国でやればいいのか、県でやればいいのか、消費はそれでやればいいのかではなくて、ここの地域の中から、一番末端の地域の中から消費拡大に全力を挙げて取り組んでいただきたい、そのような思いの中から私は米粉について具体的な方法はないのか、施策はないのか、市としてないのかという思いで質問をしたわけでございます。

そしてまた、先ほど市長さんの方からパンに入れていきますとかという話は聞きましたけれども、それをどれくらい入っているのか、この地域のどれだけの量がそこら辺に流れて行って米粉で入って入っているのか、そしてそのつくった後、この食物というのはお口に入って食物でございます。それでお口に入って大変いいとなれば消費が拡大するわけでございますので、そこら辺からも最初から給食に入れまして、子供たちにその米粉の味をなじんでもらうというような方法もあるかと思っておりますので、何とかそこら辺を消費拡大に向けて、ここの由利本荘市では一生懸命やっているのだということをしていただきたい、ちょっとよちゃよちゃでぐなってきましたけども、という思いです。

それと、きょうの私の質問は、大きな枠の中で質問しているわけなんですけれども、その次に学校自然林の創設のことについてですけれども、それも私はこの地域に嫁いでまいりまして、すぐ近くに山があり、そしてそういうところに行きますけれども、この木は何の木なんだかさっぱりわからないんです。そしてこの木は、ここにこのように生えて、このように大きくなって、この色は何なのかというようなことは私、勉強不足でわかりませんけれども、ただ、学校の行き帰り、子供たちを見ておりますと、私は川内小学校のすぐ近くですけれども、すぐ裏に山、学校の裏に山があります。そういう中に入りまして、さまざま行き帰り遊んでいるわけなんですけれども、そこら辺にきっちりした指導をもってさまざまなことを教えてくれる、していただけるような先ほど指導員と言いましたけれども、そういう方々を配置まではいかないけれども、たまにはそこに行っていたいて、子供たちと一緒に地球全体のことをお話するというようなことから地球全体のことを考える子供に育つのではないのかなと思っておりますので、そこら辺お願いします。

それから、自然林に関しましては財源的にちょっと難しいというような話でしたけれども、今、私が話しましたように、山の持ち主の方からお借りして、今現在あるものを

さまざま利用しながらそういう教育をすると。何とかそこら辺は再考していただきたいと、そのように思います。

以上でございます。

それからもう1つ、先ほど市長に私、むだな道路とか何とかがって話しました。むだな道路はあるのかなのか、市長、そこら辺お答えもらっていませんので、よろしく願います。

それではお願いします。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 高橋和子議員の再質問にお答えしますが、米の拡大について、米粉…要するに米の消費です。あまりかた苦しくなく、ざっくばらんに、言葉がちょっとぞんざいになりそうに聞こえるでしょうけれども、心がこもったところで申し上げますが、私さっき申し上げましたように、この米価の問題は、私たち東北、なかんずく秋田県にとっては、大変憂慮にたえないような価格であります。そういう意味で前回、国のそうした方々がどのような気持ちでいるのかということをお聞きしたのです。その中に私個人としてはというふうな表現で先ほど申し上げたとおりであります。当面の問題として、ここの地域がそのように燃えているのかということがひとつ大事だと思います。ですから、小学生に対する、例えば米粉、そうしたこともあります。まず私、きょうのお昼、いつものとおりざるそばを食べてまいりました。このざるそばというのはどこからとれるのか、鳥海のそばだったのか、中国だったのかその辺はわかりませんが、私、去年は議会で、もう上着を脱いでシャツ姿でやりましょうと、こういうことで非常にテレビにも反響受けたところではありますが、私はそういう意味で、私たち自身、そして議員の皆さん、みんなが、例えば米粉パンを鳥海で今つくっているんだというのであれば、それをやろうじゃありませんか。もうみずから学校でやらせましょう、あれやりましょうでなくて、やっぱりそういうふうな意思というか、この地域としてはそうした消費拡大ということのみずから示していくような、そういうふうな行動も必要なんじゃないでしょうか。そういう意味では米粉パンについて、具体的にこれから、まず隗より始めよでなく、というようなことで頑張りたいなというふうに思いますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

それから、むだな道路、使わなければむだだと言われるんです。ですから使う道路はむだではありません。ただ、経済効率の問題です。例えば一日に1台しか走らなかったとか、2台しか走らなかったとか、そういうことになると、今の経済効果からすればむだな道路というふうなお墨つき、そういうふうと言われるわけなんです。ところが、今こういう過疎地域であれば、そんなに人間がいるわけではありません。車だってそうたくさんありません。ですから調査に来た人は、一日に何台走ったとか何人通ったとかそういう話になりますと、非常に何というか数値としては低くなるわけです。今、私が言うのは、むだな道路でなくて、やっぱり必要なもの、その地域の産業なり生活に欠かすことのできない道路については決してむだではない。そういうものはつくりたい、こういうふうなことでご理解いただきたい、このように思います。私もですね、高速道路は関東・関西に比べると、こっちの方の高速道路というのは、やっぱり数が少ないんですよ。そうすると、例えば東京とか向こうの方の人からすれば、せっかくこれだけ金

かけて人が少ないなど、こういうふうな話だってむだだと、ひょっとするとブラウン管などにそういうふうに放映されるわけなんですよ。ですから、今、国の政策でもそういうところに非常に目配り、気配りをさせていただこうと。我々自身もそういう意味での道路の計画を進めてまいりたいなど、このように思います。

後は教育関係でありますので、教育長の方から答弁させます。

議長（井島市太郎君） 佐々田教育長。

教育長（佐々田亨三君） 高橋和子議員の再質問にお答えしたいと思います。

学校林と学校とのかかわりにつきましては、例えば昭和30年代、40年代と密接な関係にありまして、我々自身も恐らくは下刈りであるとか、枝払いであるとか、そうした事柄等を通して親しんできたものだろうと思います。しかし、50年代の後半、あるいは60年代となりまして、いわゆる学校では管理が不可能になったところが全国的に多くなりました。さまざまな、例えば今ではヤマビルの問題であるとか、草にさわると何かいるんな病気を起こす子供であるとか、そうしたいろいろな事柄が出てまいりまして、学校林の管理は町、自治体にそのまま移譲といいますか管理にされたらと、こういう経緯はあるかと思えます。そういう中でも、実は東由利の森、東由利学校の森といいます。あるいは本荘学校の森ということで、学校部分林というような形で、いわゆる管理はそれぞれの産業課であるとかが管理をしてくれて、学校の方にそれを融通してくれている、そういう形態が残っておるところがございます。そういうところは自然にそういう観察を含め枝の状態とか伸び具合とか、そういう学習の機会がございますし、あるいはまた、借りていなくとも先ほどの学校紹介のような形での親しみ方をしているところがございますので、そうした近い希望があれば学校を主体としたそういうかかわりは十分今でも持つことができるのではないかなと思っております。

2つ目の、いわゆる子供たちの木の種類であるとか植栽のことだとか、そうしたことにかかわっては、いわゆる自然観察指導員というシステムが今ございまして、そういう方々に依頼をするというと来てくれて説明を担当してくれるという機会もございまして、あるいはそれ以上に地域の方々のさまざまな、年配の方々であれば覚えていらっしゃるし、ふるさとの先生と、あるいはふるさとの先輩ということで学校に入っただく機会も多くなっていますので、そうした方々をお頼みしながら、子供たちのそういう知識、考え方なりを育ててまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げたいと思えます。

議長（井島市太郎君） 小松農林水産部長。

農林水産部長（小松秀穂君） 高橋議員の再質問の米粉の給食の実績の点であります。平成19年度について確認しておりますけれども、年間、学校で5回程度というようなことであるようでした。この評価といいますか実績といいますか聞いてみますと、やはり問題点となるのは、普通のパンであれば1個46円ぐらいで仕入れることができるけれども、米粉の場合は実績では59.75円というようなことで60円近くかかっているというようなことであるようです。どうしても年間5回という中で子供方の嗜好はどうであったかということも聞いてあったところですけども、いわゆるその普通のパンに比べて決して子供方の悪い反応ではなかったと。すべての学校から聞いたわけではありませんけれども、そういうような反応をもらっています。ただやっぱりどうしても小麦粉に比べ

ますと単価が割高になると。市内の製パン所で作って供給しているわけですが、ぎりぎりのところだというようなことであるようであります。

それから、全体の米粉の利用についてであります。民間サイドでの研究も進んでおりまして、かつてはいわゆる大型の製粉所でなければできないという状況になっておりましたけれども、現状では家庭用の小型の製粉機がもう民間のメーカーから出されているという状況でありますので、特に市内には行政が建設しました7つの加工所などがありますので、こういうところの新規メニューとしてもぜひ利用、製品開発を応援しながら進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

議長（井島市太郎君） 7番高橋和子さん、再々質問ありませんか。

7番（高橋和子君） ありません。

議長（井島市太郎君） 以上で、7番高橋和子さんの一般質問を終了します。

この際、約10分間休憩します。

午後 2時27分 休 憩

午後 2時40分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番佐藤勇君の発言を許します。14番佐藤勇君。

【14番（佐藤勇君）登壇】

14番（佐藤勇君） 議長のお許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。9番目ということで、大変皆さんお疲れのことだと思いますが、何か私のせいみたいで大変恐縮しております。最後でございますので、神妙にネクタイを締めさせていただきました。胸襟を開いていただきまして、でなければおなかの底からご答弁をしていただきたいと存じます。

由利本荘市の文化行政についてお伺いいたします。

私は、市の文化行政について市長の所信をお伺いいたすものですが、旧本荘市は、1964年（昭和39年）以来、市の歴史・古文書関係の書を多数刊行されております。「六郷藩維新」「本荘城」「奥羽戦争」「由利十二頭」等々数えきれないほどの書が出されております。昭和57年には現在の本荘市史第1回目が刊行されております。以来20年の歳月をかけて市史全12巻が刊行されておりますことは皆様ご案内のとおりであります。歴代の市長さんたちが歴史、そして本荘市の市史編纂にどれほどの価値観を見出し、地域おこし、住民の士気高揚を図ってきたかをにじませる貴重な本荘市史であると存じます。学芸員、またそれ以上の歴々の見識・実績をお持ちの多数の方々が編纂に携わって完成させた、まさに旧本荘市民総意の見識のもと、残した偉大な遺産に心から敬意を表するものであります。

この市の歴史書を1年1冊ずつ10年、あるいは20年かかってでもおおむね仕上げようという息の長い遠大な計画に部外の私ごときが申すまでもなく、旧本荘市民の意気込みに対しまして深く敬意の念を抱かずにはおられません。柳田市長さんが平成13年3月、12巻完結に当たりまして、名誉市民の元本荘市長佐藤憲一氏の理念を引用されております。「大事なものは市史ができることではなく、その過程が市民の生活にどう生かされる

かということだ。市史づくりはまちづくりだ」との理念を説いておられます。長い目標を置いた市民との共同作業だったと思います。その完成を見たのがこの12巻であります。このくらい厚い、大体長さにして12巻はこのくらいあります。これは旧町では、まねのできないことであったと思います。大変な財産であると存じます。これが真の本荘市、由利郡都のリーダーの姿であると信じてまいりました。

しかしながら、それほどの歴史観を持ちながら、偉業を達成しながら、最近では財政難と申し、貴重な文化遺産の運用よりも物の方が先行している感は否めないであります。

そこで今回、私は歴史文化・史料、それらを包含した現在の文化行政政策の一端について、具体例を申し上げ、そのことをお聞きいただいた上で今後の市の文化行政の取り組みについて市長の所信をお伺いいたすものであります。

由利本荘市には、合併以前から本荘郷土資料館、矢島郷土文化保存伝習施設、岩城歴史民俗資料館、ゆりの里郷土資料館、大内歴史民俗資料館「出羽伝承館」が設置されております。資料館という名前ではありませんが、これと同等以上の資料室などの自治体でも同じように地域住民の教育、学術や文化の発展・継承に役立ってきたものと思います。

由利本荘市は1市7町合併後、一体感のまちづくりを計画し、向こう10年間の計画年度として新市総合発展計画を打ち出し、その7つの柱の1つに「豊かな心と文化を育むまちづくり」があります。その一節に歴史・文化の保存、継承と発展をうたい、ふるさと意識、郷土愛の醸成に努めることの重要性を指摘いたしております。

また、平成20年度の由利本荘市の教育においても、本市の風土、人々の営みの中で培われてきた歴史的遺産や民俗芸能等を市民共有の財産として、保護、育成、継承、発展に努めるといたしております。特に郷土資料館につきましては、子供たちや市民に郷土を学ぶ学習施設として開かれ、親しまれる資料館となるよう、歴史・文化・民俗等の史料展示を行い、肌で感じる体験学習を実施するとともに史料の調査・収集に当たっているとあります。

また、資料館について最も大事なことのひとつに広報活動もございます。年間どのくらいのというデータのものは今そろえてございませんが、市には大学など研究機関や地域史研究者からの由利本荘市の歴史にかかわる調査依頼、問い合わせが随時寄せられていると伺っております。このような事態への対応もまた資料館の重要な役目であろうかと思えます。これらの役目を果たすためには、資料館に相当高度な学識と地域の歴史文化に精通した専門職の職員が配置されていることが要求されます。こうした人材がおられない資料館は、しばしば文化・史料の宝庫ではなく、倉庫になってしまうことを多くの実態が物語っております。この専門職につくのが通常博物館法に定められた学芸員の資格を持った方であり、博物館や資料館の機能に、物イコール史料の展示だけでなく収集・収蔵とその管理、調査研究や一般への普及活動があり、新たな文化的価値を発見・発掘、創造し、市民の生活感覚に精神的な豊かさや彩りをもたらす視点が要求されます。その任務を果たせるのが学芸員であると存じます。

本市におきましても合併当初は本荘と矢島資料館に学芸員、本荘資料館には専門専従員が配置されており、また由利町・鳥海町や他の地域にも地域の歴史文化に明るい担当職員がおって史料収集、保管、展示及び調査研究、そのほか広報活動など同等の任務を

全うしてきたものであります。

一地域を例に取り上げますが、矢島町郷土文化保存伝習施設、呼び名を「矢島郷土資料館」と申しておりますが、20数年前の1985年に設立されたもので、町のほぼ中央に位置しており、由利高原鉄道の駅のそばにございます。また、公民館、コミュニティーセンターに隣接し、旧町時代以来、地域文化の拠点としての役割を果たしてまいりました。合併後も引き続き役割を担ってきたところであります。平成18年春には、ひな街道展を企画し、旧家に伝わるひな人形を展示して、地域住民の高い関心を引き起こしました。平成19年には、由利地域振興局の支援も受け、由利本荘市内の資料館共同企画展に拡大し、矢島大井家等地域の旧家に保存したひな人形を自宅内において展示開放のご協力を得たことにより、地域住民はもとより、市内外、関東方面の多くの方々から大きな関心を持っていただくことができました。

矢島郷土資料館の場合、1985年、20数年前開館して以来、来館者は今回最高の5,000人を数えるに至りました。また、期間中の来客者数は4,188人となりましたが、これまた展示行事としては資料館始まって以来の数字でございます。

この企画の成功のもとには、各資料館に勤務する学芸員の献身的な努力があったことを見逃すことはできません。例えば、好評を得た「ゆりのひなめぐりマップ」が、実は学芸員たち職員の正月休み返上の手づくりであったことなどを紹介しますれば理解、納得していただけるものと思います。実は、これでございます。（現物を示す）これは業者の制作ではございません。成功とはいいいながらも、ひな街道展の期間中の人出に対して、食事や軽食・喫茶等、宿泊施設などの案内が十分でなかったことも反省点として上げられております。バスめぐりツアーのアンケートを抜粋して若干読ませていただきますが、「案内人が説明しながら見学すると効率がよいし、見方も違ってくると思う」「本荘と矢島の説明は大変よかった」「学芸員に同行してもらい、ひなまつりの歴史を語ってもらうことができれば知識がもっと深まった」「全体的に解説不足と感じた」「矢島地域では説明があり、本荘はマイクを使用して大変よかった」「由利本荘のよいところをもっと宣伝してもいいと思った」「パンフレット・資料もわかりやすく豊富で大変よかった」「各館の学芸員の説明がすばらしく、あっという間に見学時間が過ぎてしまいました。これを機会に、今度はゆっくりと訪れてみたいと思います」30近くあります。

そこで次回には、地元商工会や観光協会とも連携し、収蔵しておられるほかの方々にもご協力を得て、年次行事に拡大発展させたひな街道展にし、地域の活性化につなげようと願っていたところでありました。が、実はその計画が、もしかすると実現できないかもしれない状況になっていることでもあります。

ご承知のように、この4月の人事異動で矢島郷土資料館の学芸員が教育委員会文化課に異動になりまして、その方にかわる学芸員が配置されていないために、矢島郷土資料館は従来どおりの開館とはいいいながらも、平日でも正面入り口が閉ざされたままであります。カーテンが引かれております。来館者には隣のコミュニティーセンターに一たん入っていただき、連絡通路を渡って館内に入ってもらう形をとっております。このパンフレットがこれでございます。（現物を示す）本荘地域の図書館の階段の踊り場の袋の中に、目の高さですが入っております。厚いせいか、こうなっておったのを2つ折りし

て、こうして入れ直してきたんですが、こういうことでもございます。

このように、17年に由利から、あるいは18年には鳥海から、そして今回矢島から専門職員が本庁文化課へ引き揚げられ、現場に専門職員がおりません。学芸員・専門職員不在が来館者の不便を来しているということも重要なことでもございますが、一地域の問題ではないのであります。市政にかかわる根本問題は、地域資料館から学芸員を引き揚げる、それに精通した職員を一般事務職員として異動させ、もしくは引き揚げることによって生じた、さらに生じるであろう文化政策の後退であり、その先にある地域力ともいべき潜在力の荒廃を生む懸念であります。

矢島町を例について申しますと、当該学芸員は平成13年に旧矢島町が公募の上、採用した方であります。その方は、学芸員としての専門的知識・技能を持って地域の発掘調査等も精力的に行い、これまで矢島にはなかった手法で郷土史に新しい視点を吹き込んでくれるなど、矢島郷土史文化には欠かすことのできない存在でありました。在勤7年、ようやく矢島の歴史にも精通され、矢島のことは学芸員に聞けばわかるというところまで地域住民の信頼を築き上げてまいったものでございます。その学芸員と切磋琢磨した郷土史家の方々も高齢期に入られようとしているこの時期に、学芸員が矢島郷土資料館を離れたということは、矢島の歴史を正しく伝える方がいなくなったに等しいと言わざるを得ません。市の文化政策について重大な懸念を持たずにはおられません。

以上申し上げたことが質問に尽きるわけでもございますが、総括して質問を提示してございますので、矢島郷土資料館の運営について、1番、市は歴史・郷土史を探求する方々の利便性をもしんしゃくし、資料館本来の機能を発揮できる組織の改革を行うべきではないのか。特に矢島郷土資料館の平日の正面玄関閉鎖状態をどのようにとらえておられるのか。郷土資料や歴史に興味を示す方たちの利便性にかんがみ、早急に対応策を講じていただきたいと思いますが、市長の決断をご期待するものであります。

2つ目、今回の矢島郷土資料館からの学芸員引き揚げは、市の総合発展計画にある基本理念に背くのではないのか。由利本荘市の発展の基礎は、市を構成する各地域の特徴ある発展であると思います。今回の学芸員引き揚げは、この条理に反するものと思うのでありますが、市の側としてはどのようにお考えになっているのかご所見をお伺いいたします。

3番、代替学芸員、もしくは精通した方を配置する考えはないか。郷土資料館やほかの地域についても代替学芸員か地域文化に精通した方を早急に配置するなど、従来どおりの歴史文化伝承に配慮する考えはないのか。

4番、資料館が社会の新しいニーズに、どう対応していくのか。また、その方策。合併4年目であります。民間では19年10月には、本荘由利地域史研究会が立ち上げられまして、広域の見地からの探求が始まっております。今後一層資料館関係の役目が重要になってくるものと思いますし、物よりも心の文化を追求する世相となりつつあります。収集資料や調査研究の成果の一層の公開と、より利用しやすい情報提供の求めにどう対応してまいるのかお伺いいたします。

5番、鮎川小学校跡地に計画している歴史資料関係の事業の内容についてと題しております。市の総合発展計画実施計画書では、第5の「豊かな心と文化を育むまちづくり」の3、本荘公園整備、発掘調査、鮎川小学校跡地の民俗資料館等整備事業として新

たな郷土資料館の建設が計画されております。平成19年度から21年度の計画でございます。約2億5,000万円の予算計上でございます。

本荘公園の公園整備につきましては、平成9年度から24年度まで延びるのか、あるいは8割ぐらいの進捗率なのか、約40億円の事業費でございます。現在市内にある資料館と違う特徴、あるいは具体的な建設内容についてお伺いいたしたいと思っております。また、鮎川小学校、あるいは前郷関係の学校につきましては、非常に学校関係の建物を大事にしてきた町と見ております。すごい大変立派な建物で、まだそういうところもお考えになっているのか、あれは大変いたましいといえますか、いい建物であります。

6番、由利本荘市全域を網羅した文化マップを作成してみてもという提案をいたします。各地域の由利本荘市全域文化マップ。

考えてみますと、改めて口に出して言うまでもなく、皆様ご承知のように、我が由利本荘市は1市7町がそれぞれの文化を醸成してきた8つの特異な合体とも言えると思っております。先ほどから紹介している5つの資料館のほか、地域の公民館などに設置されている資料室等にも重要な膨大な文化財や歴史資料、民俗資料などが存在していると伺っております。このような従来、その地域にしか知られていない文化財、歴史資料、郷土史研究家の成果などをリストアップし、目録を作成し、またインターネット等で容易に閲覧できるようにするなど、新市の手で文化財、歴史資料、研究成果のネットワーク化を図ってみることにについてご提案申し上げます。

収蔵資料、資料目録、利用案内、交通案内、開館カレンダーなどを盛り込んだ由利本荘市全域文化マップを制作することによって、そしてそのマップを利用して、市内歴史めぐりツアーを民間企業に企画してもらうというまで発展させてはいかがでありましょいうか。地域活性化の有効手段として、これまでの附属的な静的、従的な位置づけを転換し、積極的な地域発信を心がける市政を望むものであります。

例えば、現在遭遇している問題点を挙げますと、大学生の博物館研修ができなくなる、大学生がこれまでその方面に進みたいということで学芸員のいるところに夏休みに研修して、そして地元に戻るという構図でございました。それができなくなる。また、各地域に担当者がいない。基礎データをつくる職員がいない。洋式のトイレがなくて不便を来している。これは本荘資料館でございます。今、特にデイサービス、あるいは介護施設等から介護度の少ない方たちは、歩ける方たちは、こういうところも見学回数多く来ているようでございます。また、正職員がいない。本荘資料館。専門職がいなければ資料館関係の仕事は無理でございますと職員も、そう思っていると思っております。学芸員がいなければ史料などの貸借ができない。ほかのところからほかへ移す場合に、信頼できる学芸員がいなければ、いや、あなたのところには貸さないと、あるいは貸せない、あるいは民間の寄託する方も、信頼できる学芸員がいなければ、これはちょっとやれない、そういうふうなことがあるようでございます。また、条例では嘱託職員は4年と決まっているこの弊害。このような課題を提起しておきたいと思っております。

例えば、一地域が長年ボランティアを養成して負託にこたえていたら、そこを見習い拠点にして各地域拡大・発展させていく手法もあると思っております。例えば、ケーブルテレビが大内を拠点にしたのと同じように、何でもかんでも中央で取り上げて、本来その個人の有能な技量を失わせては市全体のマイナスであります。昨日より職員の処遇につい

ていろいろ質問等ございましたが、今回ほど職員についての一般的な市のあり方を問うた議会はなかったと思っております。それについて市長の総合的見解をできたなら織りまぜてお伺いいたしたいと思えます。

なお、通告後に調査した事項もございますので、通告になかった分につきましては答弁を強要するものではございませんこととお断りしておきます。次の機会に、またその成果についてお伺いすることにいたしたいと思えます。どうもありがとうございました。
議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 佐藤勇議員のご質問にお答えします。

由利本荘市の文化行政についてであります。これまでの地域社会の発展は、歴史・文化に裏打ちされて、時を経て今日に至っております。「故きをたずね、新しきを知る」の言葉がありますように、今後とも文化行政の推進は重要なことと考えているところであります。

ご質問の6項目については、所管する教育長がお答えいたします。

議長（井島市太郎君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

教育長（佐々田亨三君） 佐藤勇議員のご質問にお答えします。

由利本荘市の文化行政についての（1）矢島郷土資料館の平日の正面玄関閉鎖状態をどうとらえているのかということについてでございますが、まず、文化財行政で大事なことは、文化財の調査と保護、民俗文化財及び歴史的文化遺産等の保存と継承を図ることにより、市民生活の向上に資すると、こうした認識をしているところでございます。

さて、今年度の4月1日付の人事異動は、組織機構の簡素化や事務の効率化を図ることを主な目的として実施されたところであり、人事異動によって新たに配置された職員がこれまでの経験と能力等を生かし、効率化や組織全体のレベルアップを図りながら事務事業の推進に努めているところであります。

しかしながら、専門的な知識や技能が必要な職場では、技能の習得や事務事業の遂行に、かなりの時間を要することもあり、また、由利本荘市行政改革大綱における定員適正化計画の中で、博物館法に定められた学芸員を各資料館に配置するには、なかなか困難な状況であることは皆様ご承知のとおりであります。

矢島郷土文化保存伝習施設、通称矢島郷土資料館では、現在のところ入館者の多い日曜日には正面玄関から入れるように開けておりますが、入館者の少ない平日は、日新館と資料館が離れて職員間の意思疎通が図れないことなどの理由もあって、入館口の変更の案内板を設置して、建物がつながっている日新館の玄関から入館していただいております。

また、団体からの申し込みがあった際には、正面玄関を開けて対応しておりますし、さらに、多くの入館者が予想される企画展示期間中には、来客に支障のないように努力してまいります。

次に、（2）今回の矢島郷土資料館からの学芸員引き揚げは、市の総合発展計画にある基本理念に反するのではないかについてであります。1市7町が合併する際の検討事項でありました全市の文化財保護行政をどのように行うか、との課題と関連がありま

すので、これまでの経緯を説明しながらお答えをしたいと思います。

埋蔵文化財の発掘調査に当たっては、秋田県の方針により、市においては学芸員や調査員等の発掘調査に携わる職員を配置して直接発掘調査を行っております。

学芸員等の発掘調査に携わる職員がいない町や村では、県に職員派遣を要請して発掘調査を実施しているのが現状であります。

合併して新市となって、これまで調査に携わる職員を置いていなかった岩城・大内・東由利・西目の各地域をもカバーする必要があることから、職員を文化課に集中配置し、埋蔵文化財調査のみならず、歴史・民俗などの文化財調査等も市の全域にわたって業務を進めてきているところであります。

なお、全市を対象にする一方で、各地域の特徴をどのように生かし、引き継いでいくかの視点も重要と考えることから、各郷土資料館等が連携しての企画展示、巡回展示、展示期間の工夫等を進めているところでもあります。

したがいまして、これらのことが市の総合発展計画の「まちづくりの基本理念」にあります、全市が共通理念のもとに、それぞれの地域特性を尊重し、今までのまちづくりを継承しながら、地域の一体化と地域全体の成長発展を進めていくこととは合致するものと理解しており、豊かな心と文化をはぐくむまちづくりに資するものと考えているところでございます。

次に、(3)の代替学芸員もしくは精通した方を配置する考えはないかということについてでございますが、定期人事異動は、職員の資質向上と組織運営や事務事業執行の効率化には欠かすことのできないことではありますが、専門化・高度化している昨今の各分野の状況を考えますと、本市の文化財保護行政における学芸員などの専門的知識のある職員の役割は重要であります。

また、文化や文化財保護思想の普及推進を図るには、学芸員等の専門職員の配置のみならず、地域の歴史や風土に培われ、地域社会が生み出してまいりました文化を継承し、文化財の保護を進めている地域の方々や関係団体等の地域力が必要であります。

今後、地域の文化財保護協会や、例えば矢島見どころ案内人の会などのボランティアの協力を得ながら、企画展や事業等についてスタッフ会議等を開催し、学芸員等が指導や助言を行うとともに、各館が協力し合いながら合同企画展を開催するなど、さまざまな観点から各地域の郷土資料館等をつなぎ合わせた運営をしてまいる所存であります。

次に、(4)資料館が社会の新しいニーズにどう対応していくのか、またその方策はについてでございますが、本市には現在5つの資料館があり、それぞれの館に資料等が収蔵されております。もちろん各地域の公民館等にもございますが、検索が可能になるよう、その情報をパソコンへ入力することも今後必須な条件と思われれます。

また、今年で2回目となりました由利本荘ひな街道に見られるように、各資料館が共通したテーマで、共通した課題で、同じ時期に行うことによって共同企画展として実施することも、集客能力ともあわせ考え、重要だと考えております。

由利本荘ひな街道は2月9日から4月20日まで、一部の館では盛況につきまして5月上旬まで延長しましたが、多くの皆さんからご来館いただき、期間中の総入館者数は、亀田城佐藤八十八美術館等も含めた5館で1万6,334名を数えることができ、前年の5割増しとなっております。特に、矢島の大井家を開放していただき、ひな人形が公開さ

れ、厳しい寒さが続く中、3,112名の見学客に献身的に対応していただきました。おかげさまで大井家のみならず、由利本荘市に対する好印象と感謝の言葉をいただいております。改めて、この場をお借りいたしまして感謝申し上げますとともに、案内人などのボランティア活動をされました矢島見どころ案内人の会や協賛店の皆さんなどにも、心から御礼を申し上げます。

さて、昨年、由利本荘市に民間の歴史研究会「由利本荘地域史研究会」が創立されたことから、各資料館の文書や施設の利用が、より一層増加するものと思われます。

今後、資料館相互の連携を深め、資料収集や情報提供等に努めながら、資料館の位置的な関係にとらわれることなく、地域間を越えた利便性の高い施設運営を進めてまいりたいと考えております。

次に、(5) 鮎川小学校跡地に計画している歴史資料関係の事業の内容は、についてお答えいたします。

旧鮎川小学校は、築後54年を経過した数少ない木造校舎の原型を残しておりまして、地域住民にとっては愛着のある施設であると思っております。その校舎を何らかの形で保存することが地域住民の意向であることも十分理解しております。

実施計画に登載されております民俗資料館等整備事業は、農村体験学習など、都市部との交流を図るための拠点施設として、また、旧西沢小学校校舎を利用したゆりの里郷土資料館に保管展示している民具・農具を移転しての展示館として位置づけた事業であります。

しかし、今各地で問われている耐震性の問題を考えますと、計画には相当困難性が伴うのではないかと予想されますので、今年度に総合発展計画主要事業の見直しを予定していることから、十分ご協議、ご検討いただきまして、より実効性が高く、かつ経済的な事業内容への変更等も考えていただきたいものだと想定しているところであります。

次に、(6)の由利本荘市全域を網羅した文化マップを作成しては、についてであります。指定文化財は先人の貴重な遺産としてとらえ、保存に努めるとともに、必要に応じて修理の手を加え、後世に伝え残すことが重要であり、これら文化財等を紹介する、いわゆる文化財マップを作成し、観光等を含め、広く市民等に活用されるよう努力しているところでございます。

合併後の現在、由利本荘市には、ご承知のように国指定1件、県指定35件、市の指定195件、国登録25件、合わせて256件の指定・登録文化財があります。

しかし、これらの指定文化財は、合併前の各市・町におけるそれぞれの指定基準で行われてきたことから、合併後には統一した基準を持って、指定された面積の実測や分類の見直し作業等を進め、適宜、由利本荘市文化財保護審議会に諮りながら台帳整備等を今進めているところであります。

また、これら文化財を広く公開するためには、所有者の個人情報や財産権の保護、盗難防止等に配慮しながら関係者と情報の確認等を行う必要がありますので、これら一連の作業を進めながら、文化マップ等を作成してまいりたいと考えております。

要望される文化マップにつきましては、重く受けとめておらなければつくりえないものと思っております。

なお、現在、鳥海山の国の史跡指定に向けて、にかほ市とも連携しながら文化遺産調

査事業を進めており、また、秋田デジタルコンテンツ協議会による秋田の踊り二十選に選定された鳥海地域の本海番楽のDVD制作事業も進めているところでございます。

また、各資料館の展示内容や一部の文化財等につきましては、市のホームページやインターネットで検索が可能となっております。市や文化財保護団体等の刊行物につきましても市の広報等に掲載し、市民へ周知を図っておりますが、今後さらに文化財の活用ができるように広く努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 14番佐藤勇君、再質問ありませんか。

14番（佐藤勇君） 答弁漏れについてお伺いしたいと思います。

議長（井島市太郎君） はい、どうぞ。答弁漏れを指摘してください。

14番（佐藤勇君） お伺いしますが市長の答弁は、あの40字ぐらいで終わったのですか。これからあるのですか。

議長（井島市太郎君） 柳田市長。

市長（柳田弘君） 文化行政につきましては、特にこの項目6項目については、所管が教育長でありますので、教育長から丁寧にお答えをさせていただきました。

議長（井島市太郎君） 再度申し上げます。14番佐藤勇君、再質問ありませんか。14番佐藤勇君。

14番（佐藤勇君） 市長さんはそうおっしゃってくれましたけれども、私が一番お聞きしたかったのは、やはりこの9万市民の、この埋もれたすばらしい文化財産の眠る部分におきまして、長たる市長が文化行政についてどのような見解を持っているのかをお伺いしたかったのでございます。市長さんが総括した形でお答えしていただけるものだなと期待しておったわけでございますが、きょう多分これにお耳、あるいは目を向けてこられた聴衆の皆さんは大変残念だなと思ったのではないかと私自身感じております。

それから、私も関連質問でございますので、一括して再質問を行いますが、大変教育長、丁寧に誠意ある答弁をしていただきましたが、専門の職員を配置するのはなかなか困難だと申されておりました。それでは、今在籍しておられる方については、その本来の業務が本当にできる体制なのか。女性のあの方一人で発掘、あるいは5資料館、あるいは1市7町内を駆けめぐることが本当に可能なのかどうか。それから、ちょっと聞きながら書いたので自分の字がわかりません。まちづくりを継承していくことが文化行政の発展とおっしゃっておりましたが、私は本当にこの職員の体制でその継承ができるのか不安で憂慮しているのお伺いをいたしましたのでございますので、その点をもう少し詳しくお願いしたいと思います。

それから、その知識力のある有能な職員、その方については大変有能だということをおっしゃってございましたが、それではその方たちをまたそういう方面に精を出してもらえるのか、もらえないのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（井島市太郎君） 佐々田教育長。

教育長（佐々田亨三君） 佐藤勇議員の再質問にお答えしたいと思います。

現在のところ、いわゆる博物館法に規定されている学芸員は置かなければならないという形では規定されておられません。そうした各博物館、あるいは資料館等には、学芸員を配置されているところもあれば、いわゆる別の方々が配置されているところも、本県で

は実情的には圧倒的に学芸員は配置されておりません。ただ私は博物館に勤めていた関係上、これは言えることですが、いわゆる博物館学芸主事、学芸員というのは秋田県自体でも、例えば県立博物館で学芸員と言われる人方の免許というか獲得している人方は少ないんです。いわゆる小・中・高等学校の先生を体験した人方が学芸員の仕事をしているのが通常であります。ただ、その中にはきちんと学芸員もあるわけなんですけれども、よって本市においては、現在、文化課の方に学芸員が3人おるところでございます。今話題になっている矢島の方は7年目なわけでございますけれども、今、産休に入っておるところでございます。この方のかわりに学芸員ではないのですが臨時の職員を入れておまして、この男子2人、女子1人、それから本荘資料館の方に学芸員の資格を持っている人がおります。それから、岩城の方にも1人おります。よって、先ほど申し上げましたように、全市的にどういう内容のものを展示するか、それから展示の手法、それから展示内容、それから先ほど質問にもあったように、いわゆる資料を借りれるということは、いわゆる学芸員の資格があればそれは当然うまくその資料というのは動きます。ただ、資料をそのように動かすには、これは本県でそれこそ博物館協議会というところで、お互いに連携しながらやりましょうという取り決めのようなものもございますので、例えば県の方からいい資料を借りてくるといった場合には、県立博物館の学芸員がそれを運んできて展示するところまでやる協力体制は組んでございます。そういうようなことから、そうした学芸員同士のネットワーク、それから協力体制、そういうことで展示には支障ないのではないかなと思っています。

ただ、詳しく研究していくとか、その研究課題を解明していくとかについては、それは大変な苦労が必要ですので、今後課題になると思いますし、しかしながら、いまだやはりその地域の歴史を掘り起こすとなれば、やはり中央の一定程度の研究をした方がその中に調査員として入って、そして地域の郷土史の方が史料を提供する、そういうもともとネットワークがなければ1つの歴史事実を市民の皆さんに顕示するところまではいけないのは、それは前から、これからも普通だと思いますので、そういうネットワークについては自信を持ってやっていきたいと、このように思っていますので、仕事のそうしたことでは差し支えないのではないかなと、こう思っています。

ただ、先ほど申しましたように、具体的な研究と、それから、これからどういう人を育てていくかという点については、これから我々研究し、研修を重ねさせていかなければいけないものと思っております。

議長（井島市太郎君） 柳田市長。

市長（柳田弘君） 総括というのがあるのではなかろうかと、こういうお尋ねでございましたが、この歴史文化、最初に佐藤議員から本荘の市史、大変お褒めにあずかりました。本荘のような規模のところ、あんなに高度な立派なものはないということで、全国から称賛されたことは事実でありまして、私たちもこれを誇りに思っているところあります。

合併して1市7町でありますので、それぞれの濃淡はあるにしても、これからスタートするところの由利本荘市、それぞれの地域で深く掘り下げたところ、あるいは浅くまだこれからやろうとしているところもあったかと思えます。ただし私たちは、これから次代を背負う子供たちに、我々のわかっているときにきちんと伝承していく責任はある

だろうな、こういうふうに思います。今ある調査資料を集めればよいということで済むのか、さらにそれを掘り起こしてやっていかなきゃならないものの中にはあるのではないかな。あえて1市7町をつづり合わせてそれでよしとするのか、そういうことを考えますと、これから由利本荘市が誕生したからその辺のことは歴史家もおりますし、文化財にかかわった方々もおりますし、議員の皆さんとも相談をしながら、どういうふうにしていくのか、これから検討してまいりたいなというふうに思っています。

また、市町村合併によって各市の方から寄せられている資料等もあるんです。どこそこの市の歴史とかそういうのがありますが、そうしたことを合併という大きな変革がありましたので、その辺のジョイントというものはぜひこれから必要になってくるだろうと、こういうふうに思います。そういう意味での総括として、これから由利本荘市の文化行政を、さっき申し上げましたように進めていく必要がある、このように思います。これを総括といたしましてお答えといたします。

以上です。

議長（井島市太郎君） 14番佐藤勇君、再々質問ありませんか。佐藤勇君。

14番（佐藤勇君） 大変市長、お疲れであったと思います。

教育長からも誠心誠意、自信のあるところ、また頼もしく理解しております。幸い現在、当地域におきましては、資格のある方が数人おられるということをお伺いいたしました。市の文化行政発展のために、有効に体を壊さないようにして精励させていただきたいことをお願いしまして質問を終わらせていただきます。

議長（井島市太郎君） 以上で、14番佐藤勇君の一般質問を終了いたします。

これをもって、一般質問を終了します。

議長（井島市太郎君） 日程第2、これより提出議案に対する質疑を行います。

この際、議案第80号から議案第93号まで、及び議案第96号から議案第110号までの29件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ質疑の通告はありません。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。よって提出議案に対する質疑を終結いたします。

議長（井島市太郎君） 次に、日程第3、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第111号から議案第116号までの6件を一括上程し、市長の説明を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） それでは、提出議案の内容についてご説明申し上げます。

本日、追加提出いたしました案件は、条例改正1件、工事請負契約案件3件、土地の処分に係る案件1件、補正予算1件の計6件であります。

初めに、議案第111号由利本荘市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは鳥海診療所の休日・夜間管理体制について、職員

による当直により対応してまいりましたが、重篤な入院患者がふえてきたことから、この7月1日より、職員の交代制による夜間勤務体制に変更するに当たり、その勤務体制について、このほど労働基準監督署と協議が整ったことから、深夜の看護業務に従事する職員の特別勤務手当について、条例を整備しようとするものであります。

次に、議案第112号由利本荘市ケーブルテレビ施設第1工区伝送路工事請負契約の締結について及び議案第113号由利本荘市ケーブルテレビ施設第2工区伝送路工事請負契約の締結についてであります。これは矢島地域及び本荘地域の子吉地区、小友地区、南内越地区の一部にケーブルテレビ伝送路を敷設するもので、幹線となる光ケーブル及び同軸ケーブルの架線工事を行うほか、自営柱の設置及び加入者宅までの引き込み線工事を行うものであります。

これらの工事を議案第112号については、本荘・羽後・マサカ特定建設工事共同企業体代表者本荘電気工業株式会社本社分室と、議案第113号については、ユアテック・大城・仁賀保・ライトン特定建設工事共同企業体代表者株式会社ユアテック本荘営業所と契約締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第114号由利本荘市ケーブルテレビ施設放送・通信設備工事請負契約の締結についてであります。これは伝送路設備の機器製作のほか、CATVセンター及び矢島総合支所の送出設備と多重情報伝送設備、並びに各地域の告知放送端末設備の工事を行うものであります。

これらの工事をパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社東北社と契約締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第115号土地（大内工業団地造成地）の処分についてであります。これは本定例会初日に工事の精算に伴う変更契約の議決をいただきました大内工業団地の造成工事が、6月9日に完成したことにより、団地1万7,545.9平方メートルをTDK羽後株式会社に売却することに伴い、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第116号平成20年度由利本荘市一般会計補正予算（第3号）であります。

これは、3款民生費において、障害者福祉サービス等の利用者負担を軽減する障害者自立支援法施行令の一部改正の詳細が5月下旬に示されたことに伴い、7月1日からの施行に向けたシステム改修に必要な経費69万9,000円を追加しようとするもので、その財源として繰越金を充当し、補正後の歳入歳出予算総額を488億538万6,000円にしようとするものであります。

以上が、本日追加提出いたしました議案の概要でありますので、よろしくご審議のうえ、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 以上をもって、追加提出議案の説明を終わります。

これより、追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日追加提出されました議案第111号から議案第116号までの6件に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午後 3時47分 休 憩

午後 3時48分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加提出されました議案第111号から議案第116号までの6件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ質疑の通告はありません。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。よって追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

議長（井島市太郎君） 次に、日程第4、提出議案・陳情の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

議長（井島市太郎君） 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

明14日、15日は休日のため休会、16日から18日までは各常任委員会による議案審査、19日、20日は事務整理のため休会、21日、22日は休日のため休会、23日は事務整理のため休会、24日に本会議を再開し、各委員長の審査報告を行い、質疑、討論、採決を行います。

また、討論の通告は23日正午まで議会事務局に提出していただきます。

なお、限られた委員会の審査日程でありますので、各委員会審査には特段のご配慮をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 3時49分 散 会